

東庄町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和5年5月改訂

東庄町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象施設	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1. 人口の見通し	3
2. 財源の動向	6
3. 公共施設等の状況及び推移	8
4. インフラ資産の状況及び推移	12
5. 過去に行った対策の実績	13
6. 将来の更新等費用	17
7. 有形固定資産減価償却率の推移	26
8. 今後の維持管理・運営に向けた課題	27
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	28
1. 管理に関する基本的な方針	28
2. 数値目標	29
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
1. 公共施設	35
2. インフラ資産	69
第5章 総合的かつ計画的な管理を実現するために	73
1. 推進体制の整備	73
2. 施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化	73
3. PDCA サイクルに基づく維持管理・運営の推進	73
第6章 資料編	74
1. 公共施設の将来の更新等費用の試算条件	74
2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件	76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的

昭和50年代頃の人口増加と高度経済成長・生活環境の変化に伴い、東庄町でも多数の公共施設及びインフラ資産（以下、「公共施設等」という）を保有することとなりました。

これらの公共施設等は定期的に見直しを図るほか、維持修繕しながら活用してきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災における耐震問題や平成24年12月に発生した笹子トンネル崩落事故により公共施設等の老朽化は大きな社会問題となり、私たちが今後生活する上でも無視できない問題となっています。

これら公共施設等は、経年劣化により順次更新時期を迎え、その更新費用は今後の大きな財政負担となることが予想されます。それに加え、人口減少や少子高齢化による税収減と社会保障関連経費の増加により、将来的に厳しい財政運営が見込まれることから、公共施設等を現在の水準のまま維持していくことは困難な状況となってきます。

このような状況が全国的な課題となっており、平成26年4月に総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が通知され、地方公共団体に対し公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

こうした状況を踏まえ、東庄町でも公共施設等の現状と課題を把握して長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、長期的な視点から公共施設等を総合的に管理する必要があります。公共施設等を次世代にまで確実に引き継ぎ、また、これからも持続可能な行財政運営を行うため、本町では平成29年3月に「東庄町公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画という）を策定し、総合管理計画に基づき公共施設等の個別施設計画等を策定して適切な維持管理に努めているところです。

この間、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、さらに、令和4年1月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、令和5年5月に「東庄町公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第6次東庄町総合計画」「東庄町総合戦略」に即し、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の公共施設等の個別施設計画の指針となるものです。

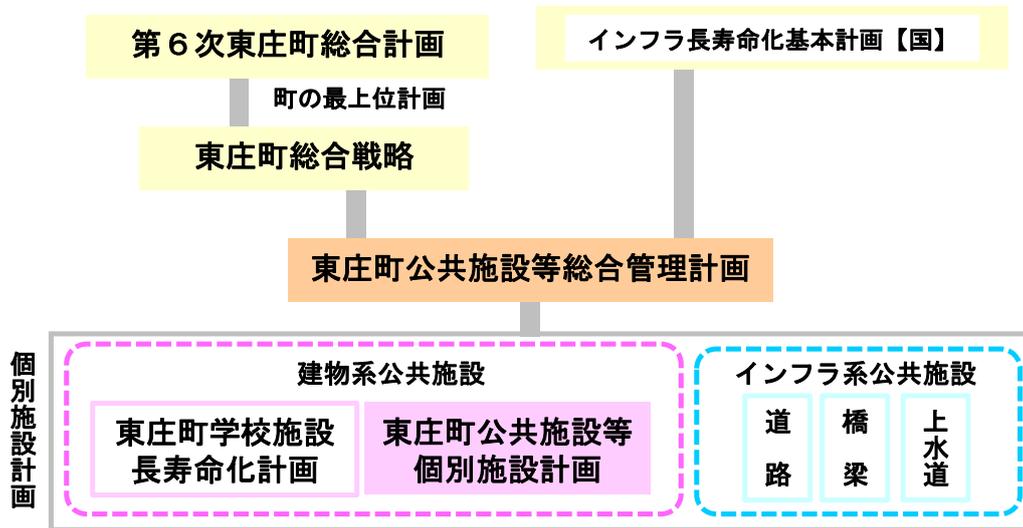


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間とします。

なお、今後の上位計画や関連計画の見直し、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

4. 計画の対象施設

本計画では、令和 3 年度末時点で本町が所有する公共施設（施設）のほか、道路・橋りょうや上水道施設等のインフラ資産を対象としています。

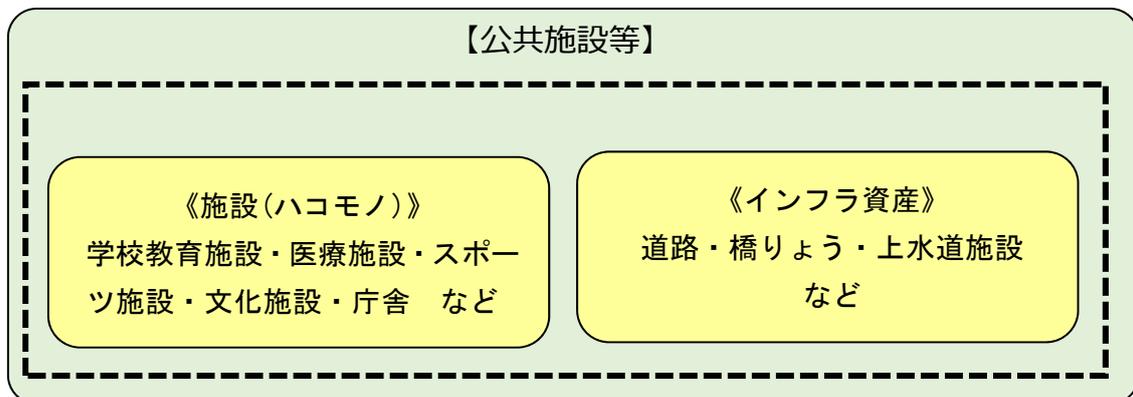


図 1-2 公共施設等の範囲

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口の見通し

1-1 東庄町の人口

- ・本町の総人口は、令和2年現在約13,200人ですが、人口問題研究所の推計によると、今後減少を続け、令和27年には約7,500人まで減少すると懸念されています。
- ・この間、年齢構成は大きく変化すると想定されています。具体的には、令和27年までに人口の約半数が高齢者となり、年少人口は7.5%まで減少すると想定されています。

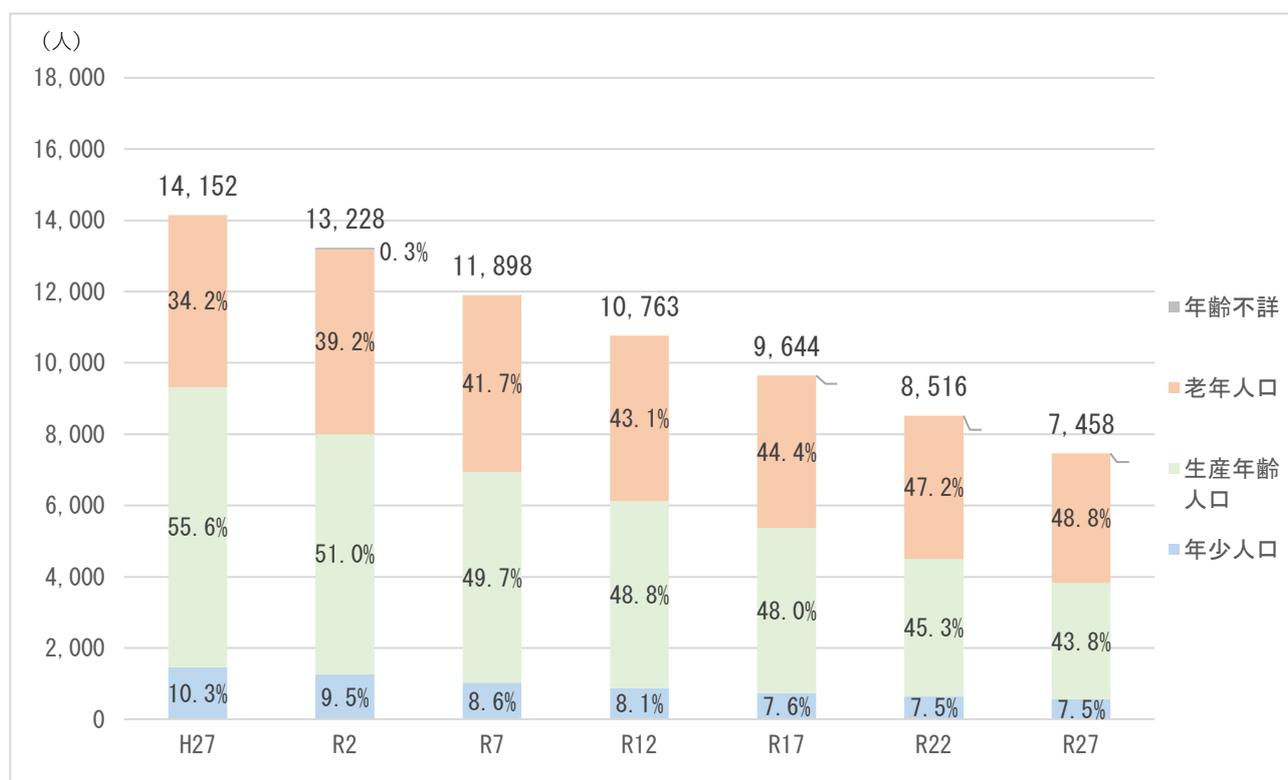


図 2-1 年齢別の人口の推移と将来推計

資料：令和2年までは国勢調査、以降は日本の将来推計人口（平成30年推計 国立社会保障・人口問題研究所）

- ・平成 28 年 3 月に策定された東庄町人口ビジョンにより、人口推計については、将来的に厳しい状況が予想されるなか、「東庄町総合戦略」等の上位計画を執行し、出生率の向上や社会減の抑制を図り、合計特殊出生率を 1.92 人、令和 42 年の人口を約 7,000 人、高齢化率を 38%程度とすることを目標としています。

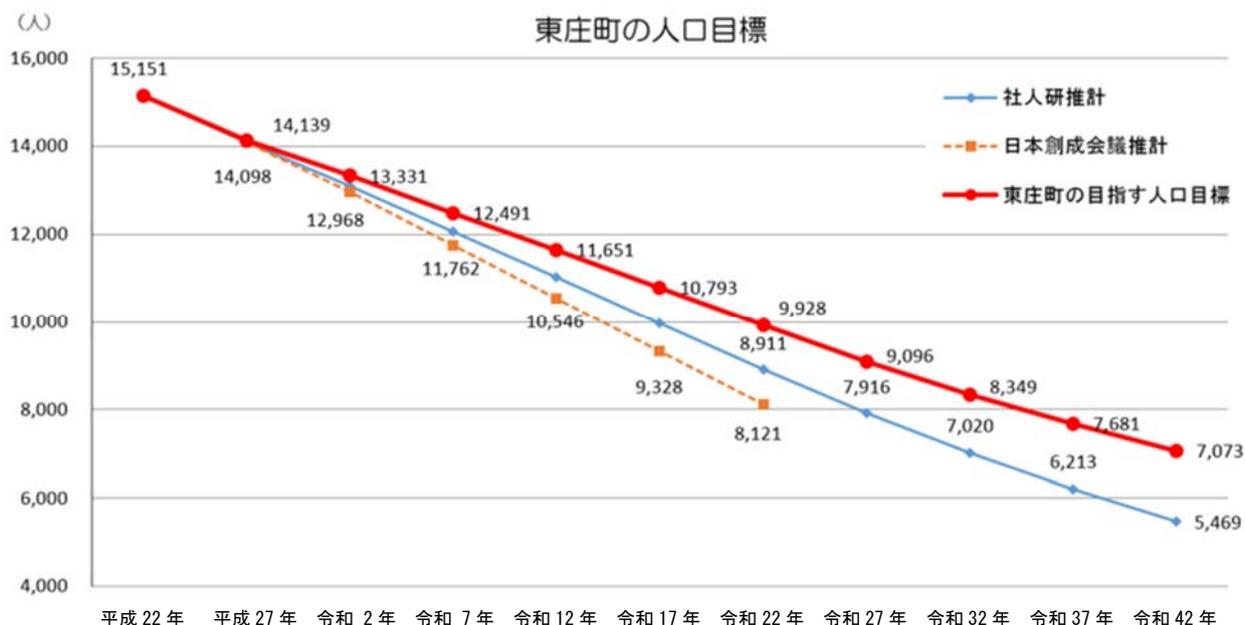


図 2-2 総人口の目標

資料：東庄町人口ビジョン

1-2 人口分布

- ・人口分布は、国道 356 号及び J R 成田線の沿線となる北部に多く居住しています。また、南部及び中央部も農家住宅を中心とした人口分布となっており、南西部は山岳形相の影響により人口は少なくなっています。
- ・本町は千葉県内で比較すると人口密度は低く、286.0 人/km²（令和 2 年国勢調査総人口：13,228 人、東庄町の面積：46.25 km²）となっております。

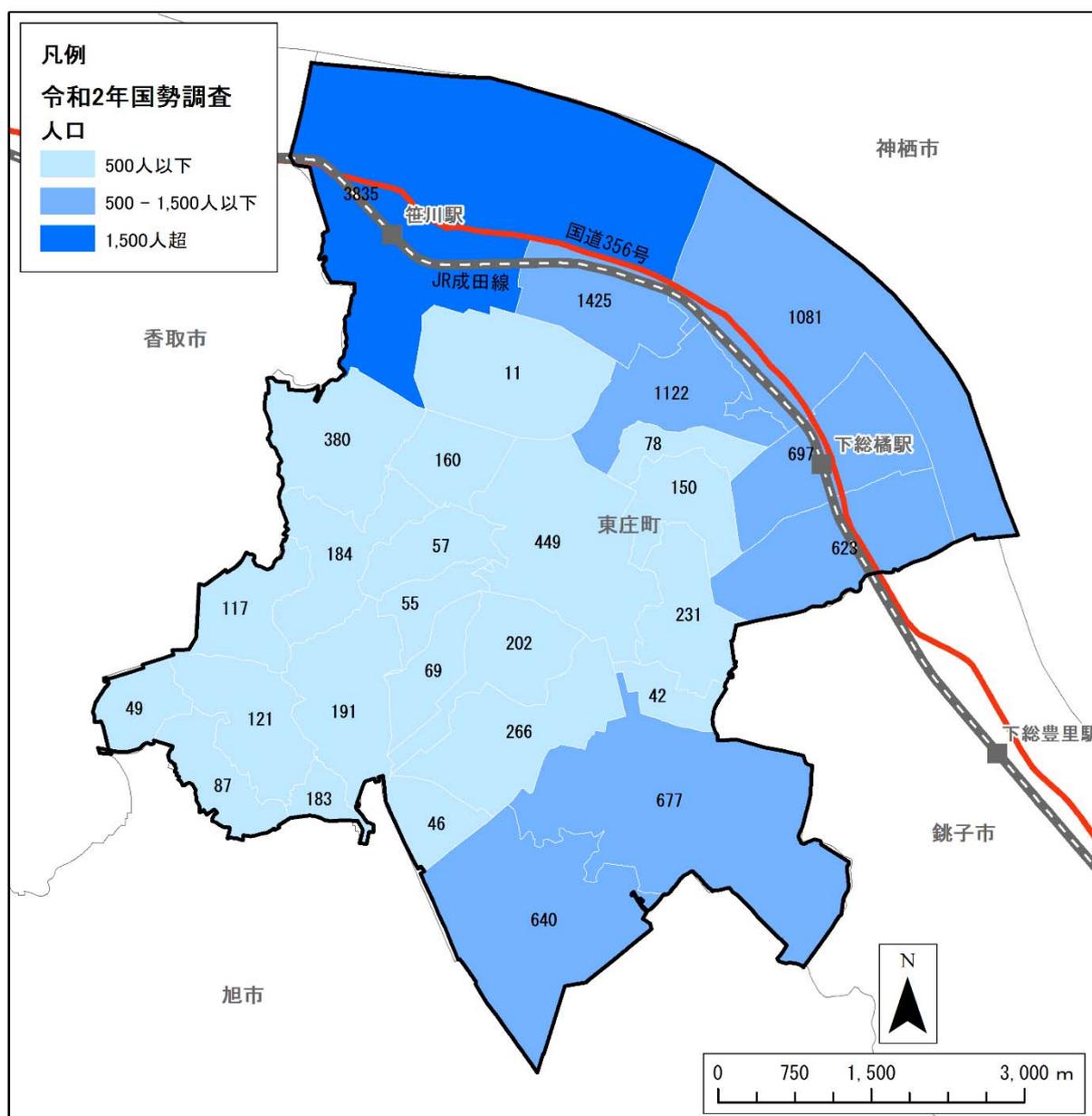


図 2-3 東庄町の小地域の人口

資料：令和 2 年国勢調査（単位：人）

2. 財源の動向

2-1 歳入

- ・令和3年度の普通会計の歳入合計は約70億6,000万円です。
- ・その内訳は、地方交付税が最も多く22.3億円(31.5%)、次いで地方税(町税)が14.8億円(20.9%)、新型コロナウイルス感染症に係る増加により国庫支出金が9.8億円(13.9%)となっています。
- ・一般財源のうち、町の歳入の根幹を占める地方税は、約15億円で推移していますが、今後は、生産年齢人口の減少が見込まれている中で、町の歳入の根幹を占める地方税の増収は期待できない状況です。

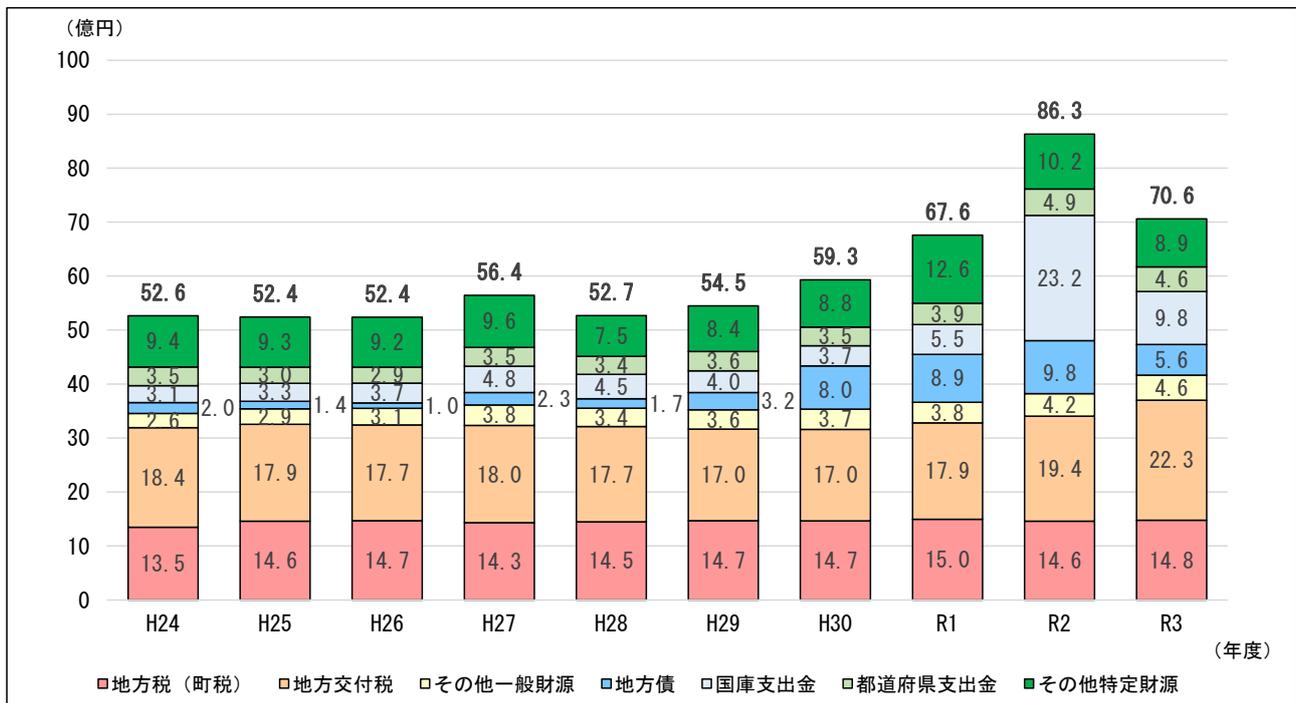


図 2-4 本町の歳入の推移

資料：決算カード

2-2 歳出

- ・令和3年度の普通会計の歳出は約60億4,000万円です。
- ・その内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響により補助費等が最も多く14.6億円(24.2%)、次いで、扶助費が9.8億円(16.2%)、人件費が9.7億円(16.1%)、物件費が9.1億円(15.0%)、となっています。
- ・平成24年度と令和3年度を比較すると、扶助費は増加傾向にあります。今後の人口動向を踏まえると、扶助費の増加は避けられない状況にあり、公共施設等の整備に要する費用を現在の水準で維持していくことが困難となることが想定されます。

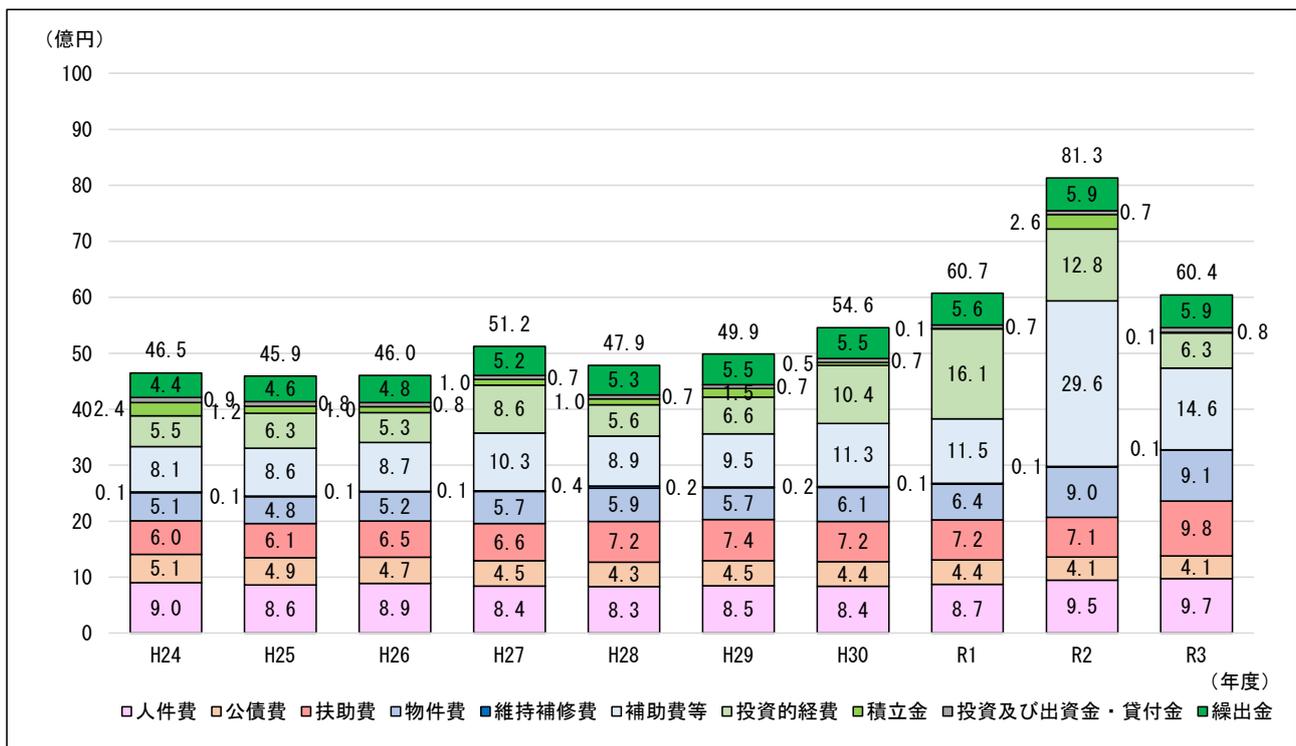


図 2-5 本町の歳出の推移

資料：決算カード

3. 公共施設等の状況及び推移

3-1 公共施設等保有量の推移

- ・令和3年度末時点の本町内には、公共施設が48施設あり、建物棟数は106棟、総延床面積は57,527㎡になります。
- ・公共施設のうち、旧小学校が最も多くの延床面積を占め(27.8%)、中学校(17.6%)が続いています。

表 2-1 本町内の公共施設等延床面積構成一覧

大分類	中分類	小分類	計画策定時 (平成28年度)				計画改訂時 (令和4年度)				増減 延床面積 (㎡)
			施設 数	建物 数	延床面積 (㎡)	構成 割合	施設 数	建物 数	延床面積 (㎡)	構成 割合	
町民文化系施設	集会施設	公民館等	4	10	4,270	7.7%	3	8	3,865	6.7%	-405
社会教育系施設	図書館等	図書館	1	(1)	140	0.3%	1	1	140	0.2%	0
スポーツ施設	屋内施設	体育館	1	1	977	1.8%	1	1	977	1.7%	0
	屋外施設	グラウンド	1	3	189	0.3%	1	3	189	0.3%	0
産業系施設	産業振興施設	その他	1	1	981	1.8%	1	1	981	1.7%	0
学校教育系施設	学校	小学校	5	37	22,379	40.3%	1	7	6,604	11.5%	-15,775
		中学校	1	18	10,439	18.8%	1	9	10,116	17.6%	-323
	その他の学校教育施設	給食センター等	1	5	1,476	2.7%	1	4	1,489	2.6%	13
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	2	5	994	1.8%	1	2	572	1.0%	-422
	幼児・児童施設	児童館等	2	3	473	0.9%	3	4	944	1.6%	471
保健・福祉施設	高齢福祉施設	その他	3	3	875	1.6%	3	3	875	1.5%	0
	その他の保健・福祉施設	その他	2	2	2,474	4.5%	2	2	2,474	4.3%	0
行政系施設	庁舎等	庁舎等	1	3	3,212	5.8%	1	3	3,212	5.6%	0
	その他の行政系施設	その他	2	2	147	0.3%	2	2	147	0.3%	0
公園等	公園	管理棟等	1	4	89	0.2%	1	1	89	0.2%	0
		その他	3	1	256	0.5%	3	4	267	0.5%	11
その他	旧学校	旧小学校	0	0	0	0.0%	4	13	16,019	27.8%	16,019
	旧その他の学校教育施設	旧給食センター等	0	0	0	0.0%	1	2	1,432	2.5%	1,432
	旧幼保・こども園	旧幼稚園	0	0	0	0.0%	1	3	422	0.7%	422
	旧集会施設	旧公民館等	0	0	0	0.0%	1	2	405	0.7%	405
	葬祭施設	墓苑等	1	1	25	0.0%	1	1	25	0.0%	0
	その他	公衆便所等	5	5	99	0.2%	6	6	210	0.4%	111
上水道施設	上水道施設	浄水場等	1	1	130	0.2%	0	0	0	0.0%	-130
		その他	3	3	333	0.6%	3	3	333	0.6%	0
医療系施設	医療系施設	病院	1	8	3,622	6.5%	1	8	3,622	6.3%	0
		その他	1	4	400	0.7%	1	4	400	0.7%	0
供給処理施設	供給処理施設	浄化センター	1	1	76	0.1%	1	1	76	0.1%	0
		その他	1	6	1,363	2.5%	1	7	1,478	2.6%	115
合計			46	128	55,584	100.0%	48	106	57,527	100.0%	1,943

3-2 老朽化の状況

- ・本町では、高度経済成長期の昭和40年頃から多くの公共施設を整備してきました。経過年別にみると、建築後30年以上の公共施設は、総延床面積の68.0%を占めています。
- ・一般的に鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建替えが必要になるとされており、今後、これらの施設の大規模改修や更新の大きな波が到来する見込みです。

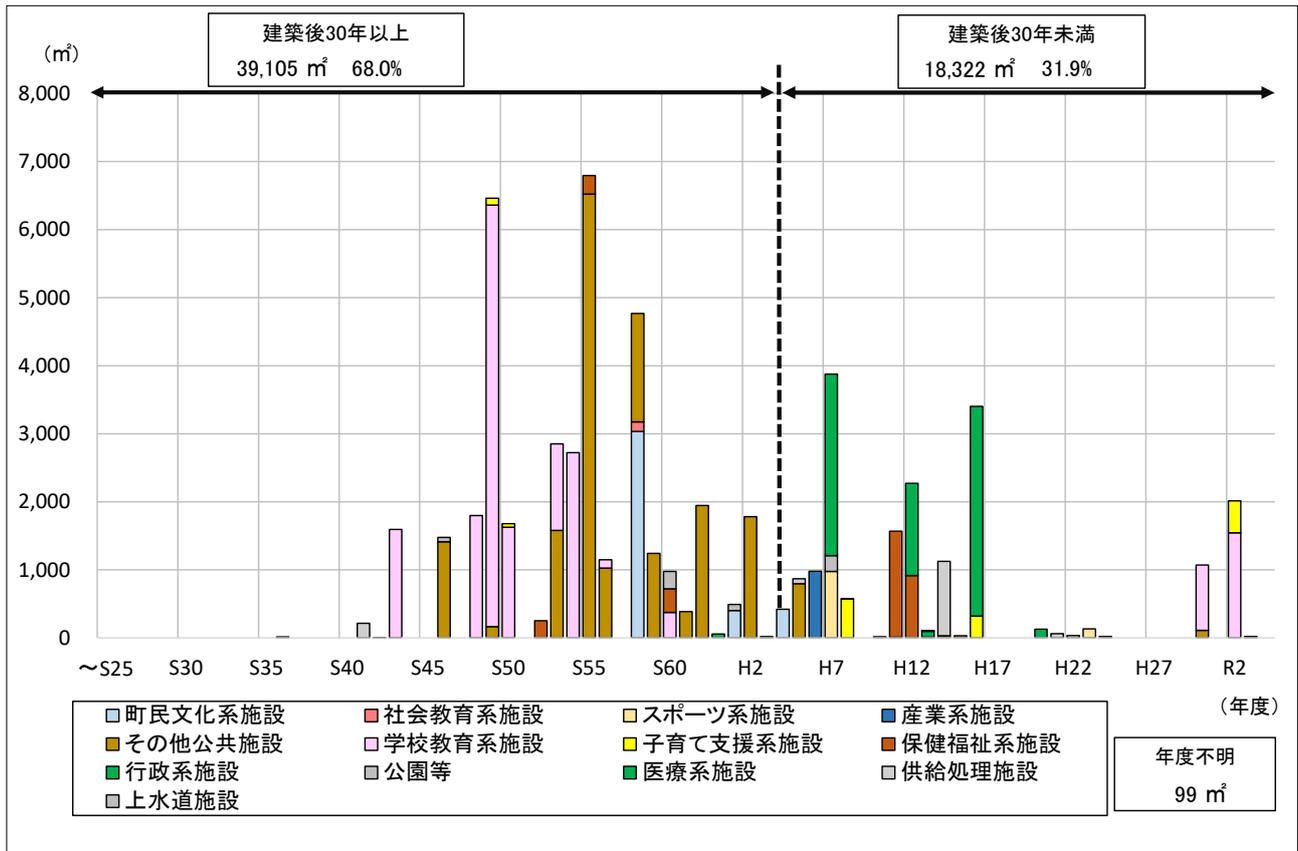


図 2-6 公共施設等の建築年度別延床面積

3-3 耐震化の状況

- ・新耐震基準の公共施設の延床面積は全体の 54.9%を占めています。また、旧耐震基準は全体の 45.0%を占めています。旧耐震基準のうち、6.0%は耐震診断が未実施の状況となっています。

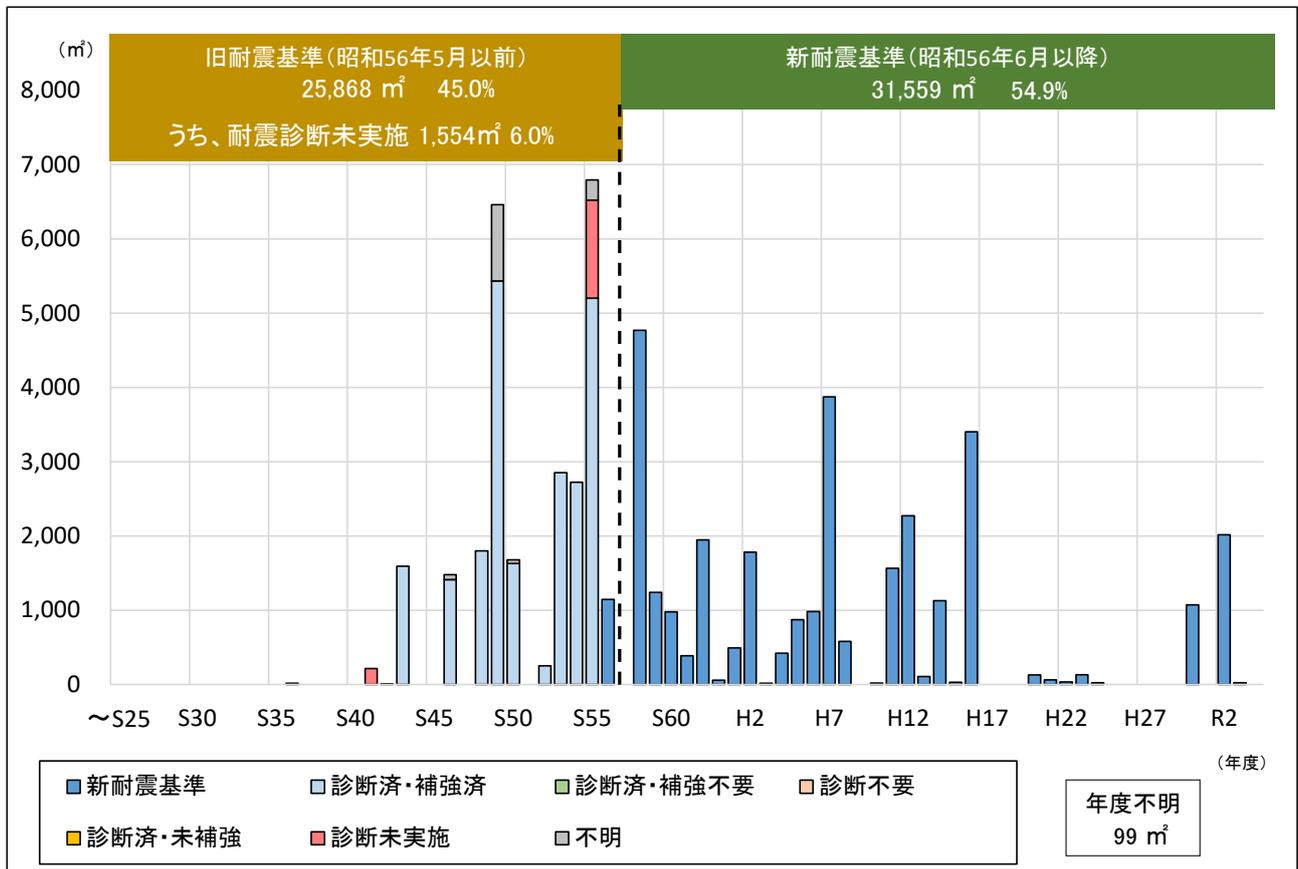


図 2-7 建築年度別の耐震化状況（延床面積ベース）

- ※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準
- ※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

3-4 公共施設の利用者数

- ・利用者が最も多い公共施設は東庄町公民館であり、年間約 17,200 人が利用します。
- ・2番目に多い施設は東庄町町民体育館であり、年間約 8,600 人が利用します。次いで東庄町児童館となっています。
- ・このほか、橘体育館、東庄ふれあいセンター、東庄町宮野台運動公園の利用者が年間 5,000 人を超える施設となっています。

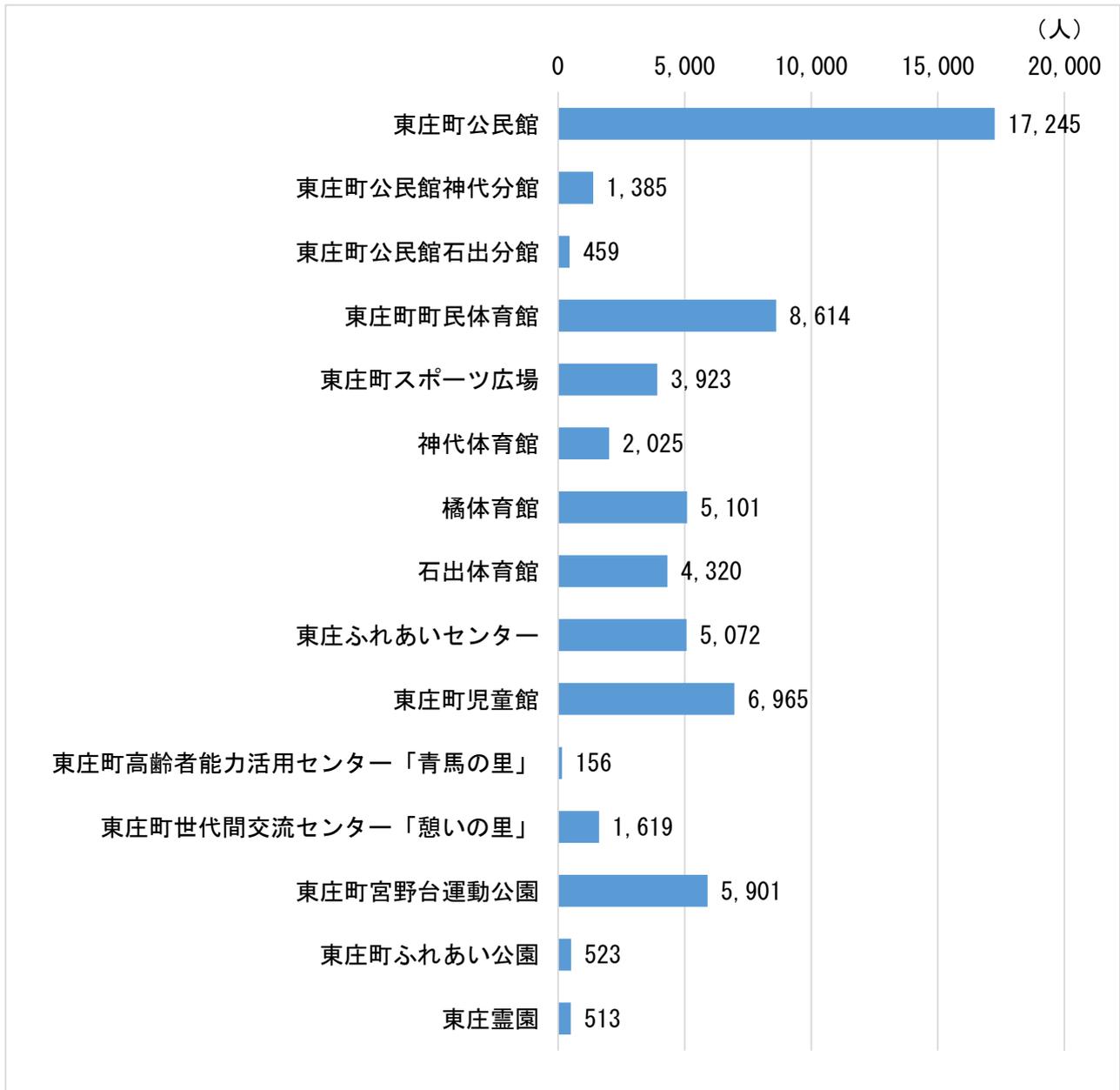


図 2-8 公共施設利用者数（令和元年度～令和3年度平均）

4. インフラ資産の状況及び推移

- ・インフラ資産は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。本町の主なインフラ資産の保有量は以下のとおりです。
- ・これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

表 2-2 インフラ資産の保有状況

分類	数量		
	計画策定時 (平成28年度)	計画改訂時 (令和4年度)	増減
道路	309 km	309 km	0 km
	1,564,700 m ²	1,565,017 m ²	317 m ²
橋梁	492 m	550 m	58 m
	2,803 m ²	2,733 m ²	-70 m ²
上水道	4 施設	3 施設	-1 施設
	463 m ²	333 m ²	-130 m ²
	132,067 m	132,401 m	334 m

5. 過去に行った対策の実績

5-1 安全確保、点検・診断の取組

- ・公共施設等に不具合箇所が発見された場合は、修繕や応急措置等により安全を確保しています。
- ・公共施設等については、法定点検、保安業務等に基づき、定期点検、保守点検、消防設備点検等を実施しています。また、巡回時に目視等の日常点検も実施しています。
- ・道路については職員によるパトロールや利用者からの情報提供により現地確認を行い、不具合箇所が発見された場合は、修繕や応急措置等により安全を確保しています。
- ・橋梁については定期点検を5年に1回実施しています。

5-2 統合や廃止の取組

- ・神代小学校、笹川小学校、橘小学校、石出小学校、東城小学校の5校を東庄小学校の1校に統合しました。
- ・笹川幼稚園、橘幼稚園をこじゅりんこども園に統合しました。
- ・小学校の統合を受けて、東庄町学校給食センターを新設しました。
- ・老朽化に伴い上水道施設の東庄町水道割田浄水場を廃止しました。

5-3 個別施設計画の策定状況

- ・本計画の策定を踏まえ、施設分類ごとに個別施設計画を策定し、計画的に対策を実施することで公共施設等の長寿命化を図っています。

表 2-3 本町の個別施設計画一覧

計画名称	策定・改訂年月	計画期間
東庄町公共施設等個別施設計画	令和3年3月	令和3年度～令和12年度
東庄町学校施設長寿命化計画	平成31年3月	令和元年度～令和27年度
舗装維持管理計画	令和元年12月	令和2年度～40年間
橋梁長寿命化修繕計画	令和4年1月	令和3年度～令和12年度
第2次東庄町水道ビジョン	平成31年3月	平成30年度～令和9年度

5-4 維持管理・修繕・更新等に関する取組

・公共施設では機能の維持・向上等を目的に下表のように修繕・改修等を実施しています。

表 2-4 施設の主な修繕・改修等の実施状況

大分類	施設名	工事概要	実施年度
町民文化系施設	東庄町公民館	正面玄関軒天改修工事	R1
		大ホール舞台屋上等防水及び 雨水ドレン改修工事	R3
スポーツ系施設	東庄町民体育館	外壁補修工事	R1
		外壁塗装工事	R2
	東庄町スポーツ広場	フェンス設置工事	R3
産業系施設	東庄ふれあいセンター	改修工事	H25
学校教育系施設	東庄小学校	受水槽更新工事等	H25
		倉庫棟新築工事等	H29
		校舎新築工事等	H30
		北校舎大規模改修棟工事等	R1
学校教育系施設	東庄中学校	武道館防水改修工事等	H23
		ダムウェーター改修工事	H26
		屋内運動場非構造部材耐震工事	H27
		屋内運動場非構造部材耐震工事等	H28
		技術棟改修工事等	H29
		駐輪場等整備工事等	H30
		空調設置工事等	R1
		特別教室棟改修工事等	R2
	トイレ改修工事等	R3	
東庄町学校給食センター	建設工事等	R2	

※請負金額（税込み）200万円以上を対象としている。

大分類	施設名	工事概要	実施年度
子育て支援系施設	こじゅりんこども園	笹川幼稚園屋根塗替え工事等	H28
		空調設置工事等	H30
	東庄町児童館	空調設備設置工事	H28
保健福祉系施設	東庄町高齢者能力活用センター「青馬の里」	空調設備更新工事	R2
	オーシャンプラザ	空調設備更新工事	R1
	東庄町保健福祉総合センター	浄化槽マンホール受枠交換工事等	H25
		太陽光発電設備等設置工事	H27
		給湯設備設置工事等	H29
		空調設備更新工事	R1
		進入路側溝入替工事等	R3
医療系施設	国保東庄病院	屋上フッ素鋼板パネルの改修工事	H25
		大型非常用発電機更新工事等	H28
		一般病棟ナースコール設備更新工事等	H29
		院内トイレ洋便器化工事	H30
		空調設備更新工事	R1
		非常用放送設備一部更新工事	R3
供給処理施設	東庄町食肉センター	冷却設備更新工事	H29
		冷却設備更新工事等	H30
		フェンス設置工事	R1
		排水整備工事	R2
その他公共施設	旧神代小学校	変電設備更新工事	H23
		普通教室床改修工事	H25
		校舎外壁改修工事	R3
	旧橘小学校	橘小学校屋内運動場屋根改修工事	H24
		外部階段外壁補修工事	H25
		屋内運動場非構造部材耐震工事	H27

※請負金額（税込み）200万円以上を対象としている。

大分類	施設名	工事概要	実施年度
その他公共施設	旧石出小学校	屋内運動場非構造部材耐震工事	H27
		東庄町民石出体育館屋根改修工事	R3
上水道施設	東庄町水道新堀配水場	電磁流量計電気設備（高区）更新工事	H27
		不断水バルブ工事等	R1
		低区配水池	R3
	東庄町水道小南配水場	電磁流量計電気設備更新工事	H25
		電磁流量計電気設備更新工事	H26

※請負金額（税込み）200万円以上を対象としている。

6. 将来の更新等費用

6-1 公共施設

(1) 充当可能な財源（過年度の投資的経費）

- ・平成 28 年度から令和 3 年度に公共施設の更新等に要した実績額は、約 35.9 億円です。
- ・このうち既存更新分の年平均は約 1.3 億円、新規整備分、用地取得分を合わせた合計は約 6.0 億円となっています。

表 2-5 公共施設に係る投資的経費の内訳

単位：億円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
H28	1.0	0.5	0.0	1.5
H29	1.0	1.9	0.2	3.1
H30	0.4	5.8	0.0	6.2
R1	4.3	8.6	0.0	12.9
R2	0.4	8.8	0.0	9.2
R3	0.9	2.0	0.0	2.9
平均	1.3	4.6	0.0	6.0

(2) 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

- ・計画期間（30年間）の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用は、約248.9億円で、1年あたり約8.3億円の費用がかかると見込まれます。
- ・更新等に多くの費用が必要と想定される主な期間は、令和16年ごろまでは改修費用、令和17年から令和26年にかけては更新費用が想定されます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（約6.0億円）と比較すると1年あたり約2.3億円上回っています。こうしたことから、更新のピークをいかに平準化するかを念頭に、今後の公共施設の長期的な運営・維持管理を行う必要があります。

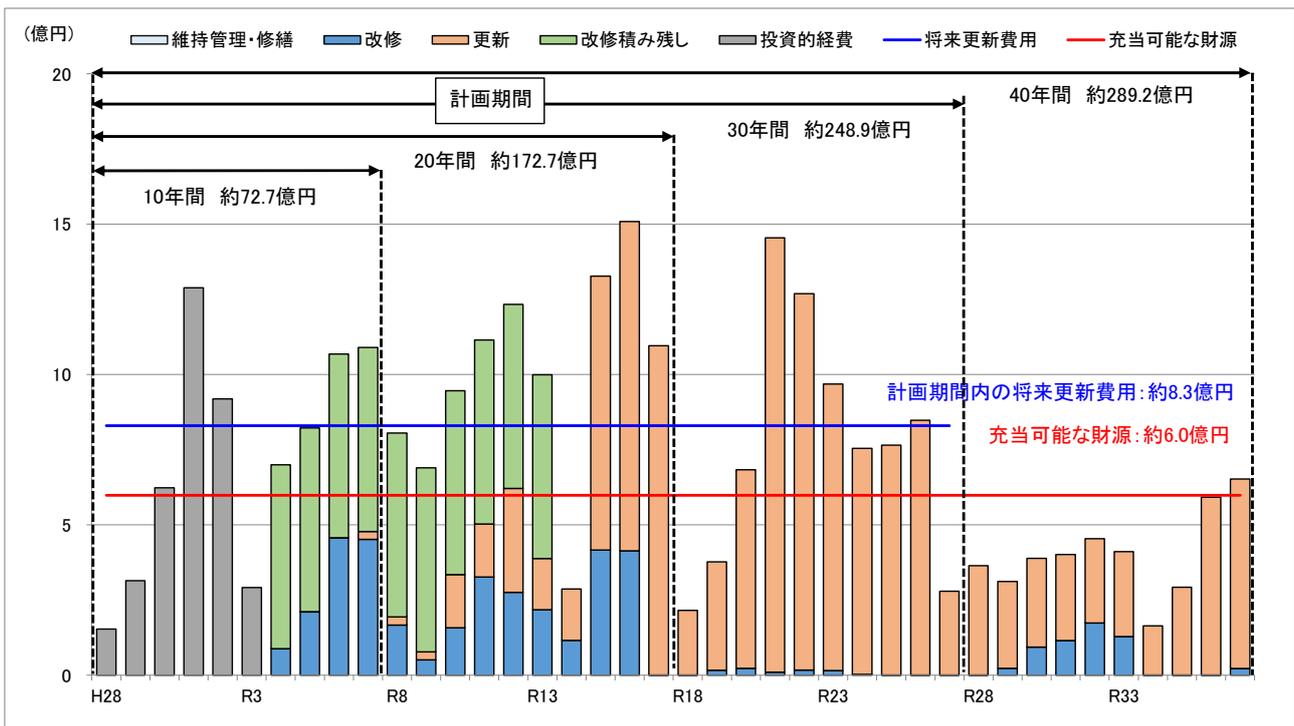


図 2-9 公共施設の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

(3) 対策後費用（長寿命化等対策を反映した場合）

- ・東庄町公共施設等個別施設計画、東庄町学校施設長寿命化計画の長寿命化対策を反映した場合の計画期間（30年間）の更新等費用の見込みは、約124.7億円であり、単純更新（約248.9億円）と比較すると約124.1億円の縮減が見込まれます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（6.0億円）と比較すると1年あたり約1.8億円下回ります。

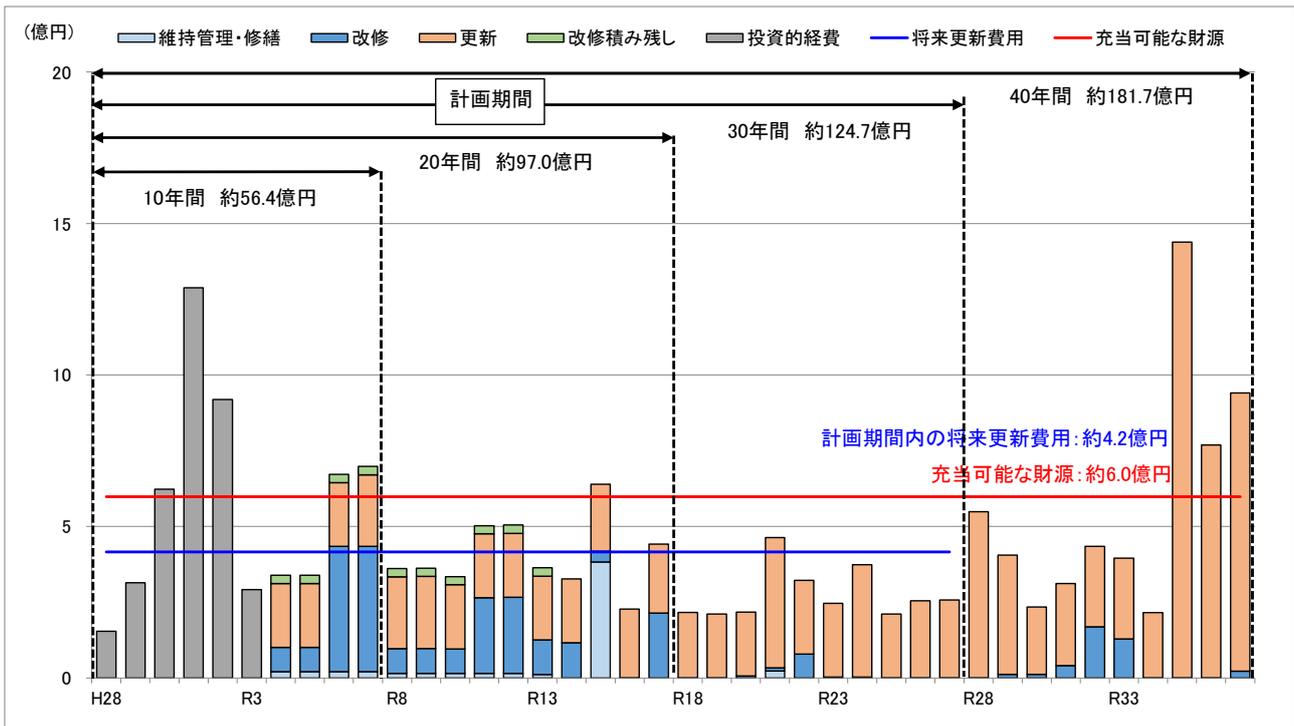


図 2-10 公共施設の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

表 2-6 公共施設の対策の効果額

	a. 単純更新	b. 長寿命化	c. 対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	72.7億円	56.4億円	16.3億円	59.8億円
20年間	172.7億円	97.0億円	75.7億円	119.6億円
30年間	248.9億円	124.7億円	124.1億円	179.4億円
40年間	289.2億円	181.7億円	107.5億円	239.3億円

6-2 インフラ資産

(1) 充当可能な財源（過年度の投資的経費）

- ・平成 28 年度から令和 3 年度にインフラ資産の更新等に要した実績額は、約 19.3 億円です。
- ・このうち既存更新分の年平均は約 2.0 億円、新規整備分、用地取得分を合わせた合計は約 3.2 億円となっています。

表 2-7 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

単位：億円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
H28	1.6	1.9	0.1	3.6
H29	1.3	1.5	0.1	2.8
H30	1.9	0.9	0.1	2.9
R1	2.2	1.1	0.0	3.2
R2	3.4	0.6	0.2	4.2
R3	1.5	0.9	0.2	2.6
平均	2.0	1.1	0.1	3.2

(2) 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

- ・計画期間（30年間）の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用は、約220.8億円で、1年あたり約7.4億円の費用がかかると見込まれます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（3.2億円）と比較すると1年あたり約4.2億円上回っています。こうしたことから、長寿命化による費用の縮減を念頭に、今後のインフラ資産の長期的な運営・維持管理を行う必要があります。

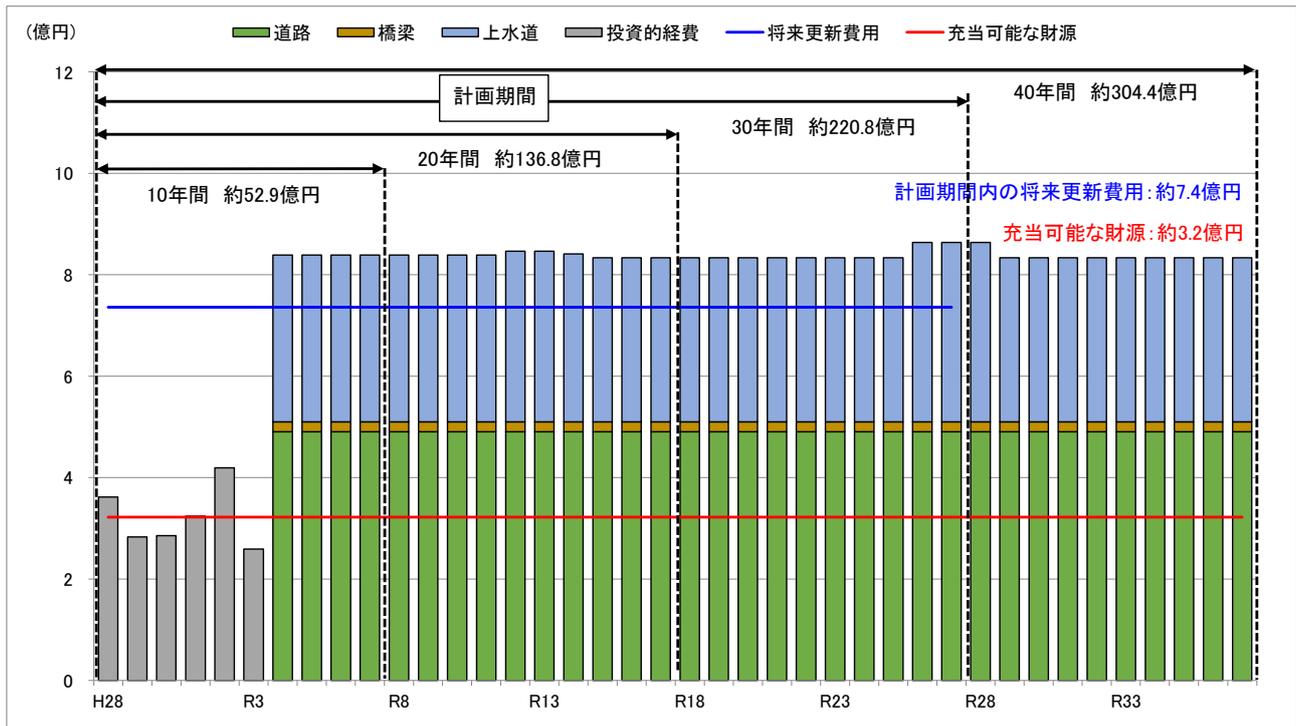


図 2-11 インフラ資産の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

(3) 対策後費用（長寿命化等対策を反映した場合）

- ・舗装維持管理計画、橋梁長寿命化修繕計画、第2次東庄町水道ビジョンの長寿命化対策を反映した場合の計画期間（30年間）の更新等費用の見込みは、約59.8億円であり、単純更新（約220.8億円）と比較すると約161.0億円の縮減が見込まれます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（3.2億円）と比較すると1年あたり約1.2億円下回ります。

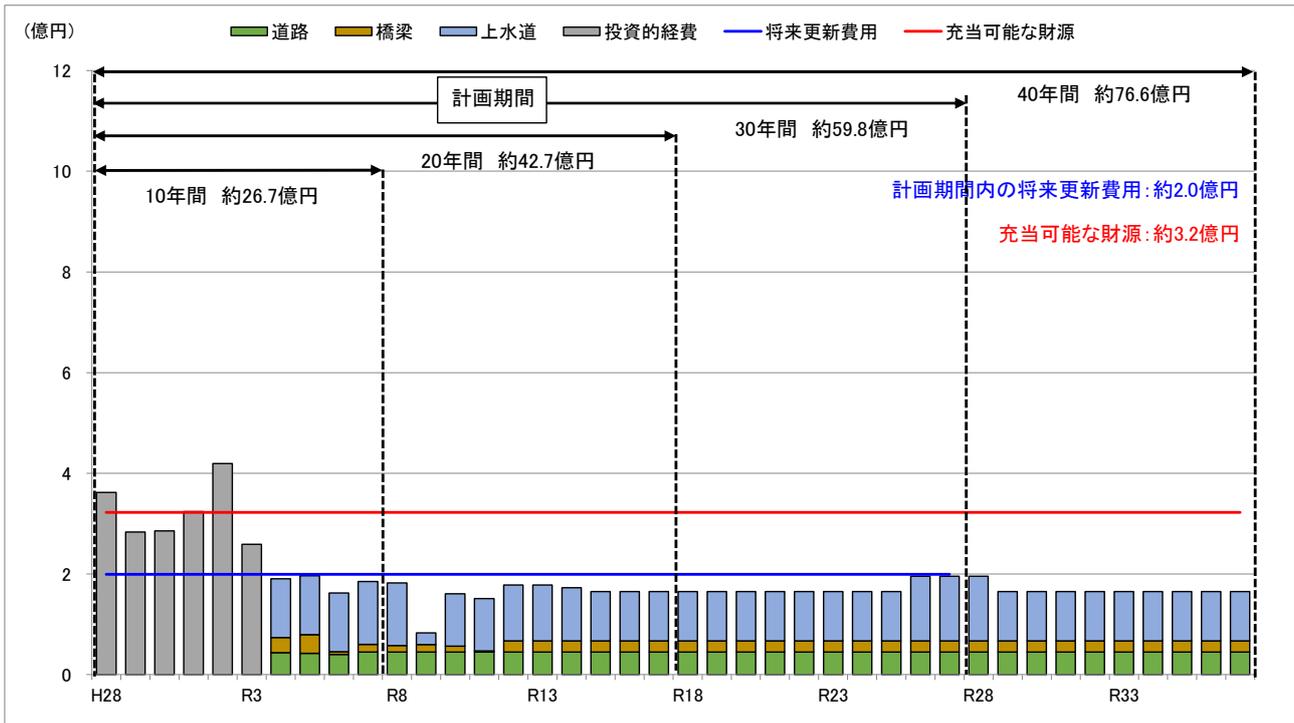


図 2-12 インフラ資産の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

表 2-8 インフラ資産の対策の効果額

	a. 単純更新	b. 長寿命化	c. 対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	52.9億円	26.7億円	26.2億円	32.2億円
20年間	136.8億円	42.7億円	94.1億円	64.5億円
30年間	220.8億円	59.8億円	161.0億円	96.7億円
40年間	304.4億円	76.6億円	227.9億円	128.9億円

6-3 公共施設等

(1) 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）

- ・計画期間（30年間）の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新等費用は、約469.6億円で、1年あたり約15.7億円の費用がかかると見込まれます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（9.2億円）と比較すると1年あたり約6.5億円上回っているため、更新のピークをいかに平準化するかを念頭に、今後の公共施設等の長期的な運営・維持管理を行う必要があります。

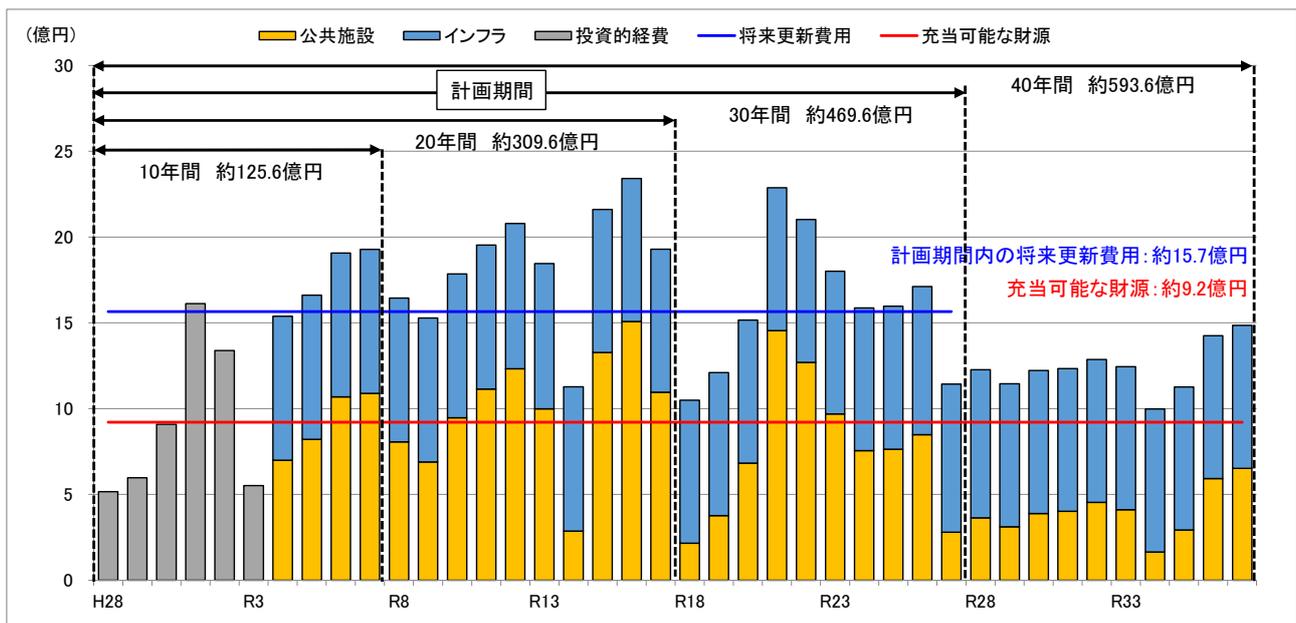


図 2-13 公共施設等の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

(2) 対策後費用（長寿命化等対策を反映した場合）

- ・長寿命化対策を反映した場合の計画期間（30年間）の更新等費用の見込みは、約184.5億円であり、単純更新（約469.6億円）と比較すると約285.1億円の縮減が見込まれます。
- ・計画期間では、充当可能な財源（9.2億円）と比較すると1年あたり約3.0億円下回ります。

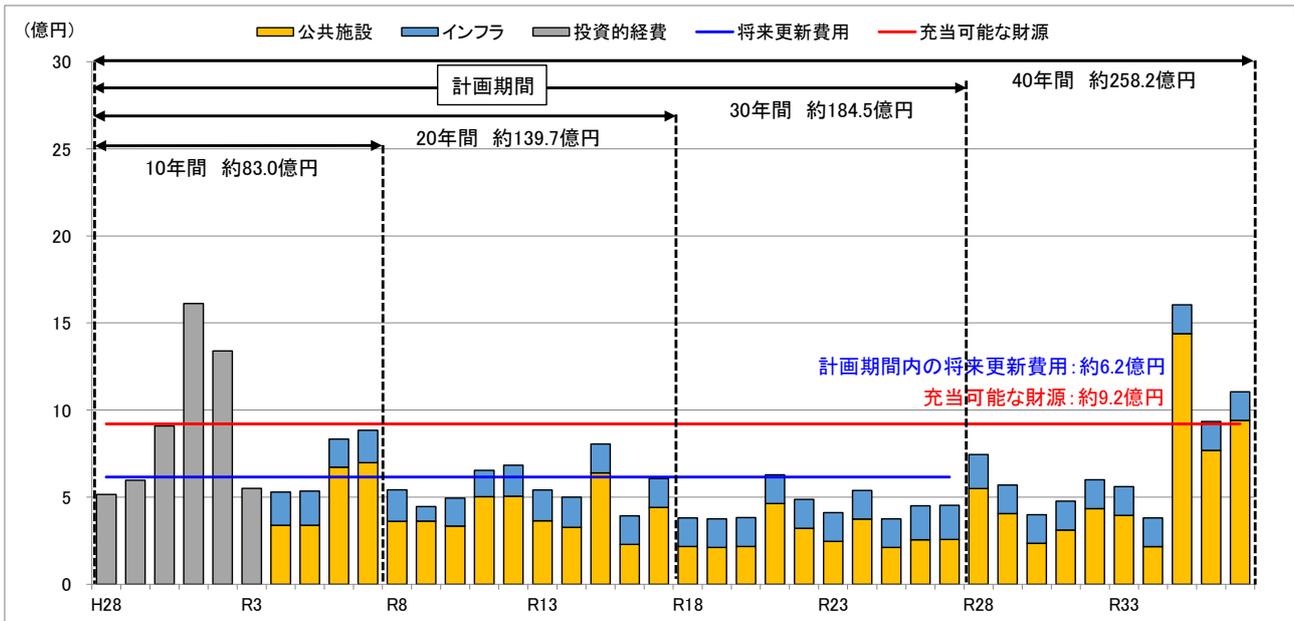


図 2-14 公共施設等の更新費用の将来推計

※充当可能な財源：公共施設等にかかる投資的経費のうち、平成28年度から令和3年度までの年平均

表 2-9 公共施設等の対策の効果額

	a. 単純更新	b. 長寿命化	c. 対策の効果 (a-b)	充当可能額
10年間	125.6億円	83.0億円	42.5億円	92.0億円
20年間	309.5億円	139.7億円	169.8億円	184.1億円
30年間	469.6億円	184.5億円	285.1億円	276.1億円
40年間	593.5億円	258.2億円	335.3億円	368.2億円

表 2-10 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間）

【平成28年度から10年間】

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(億円)

	維持管理・ 修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去6年平均)
普通会計	建築物(a)	36.7	11.0	8.7	56.4		-16.3	6.0
	インフラ施設(b)	16.5	0.0	2.6	19.1	基金や地方債等を活用	-17.8	3.2
	計(a+b)	53.2	11.0	11.3	75.4		-34.1	9.2
公営事業会計	建築物(c)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
	インフラ施設(d)	2.9	0.2	4.6	7.6	地方債を活用	-8.4	0.0
	計(c+d)	2.9	0.2	4.6	7.6		-8.4	0.0
建築物合計(a+c)	36.7	11.0	8.7	56.4			-16.3	6.0
インフラ施設(b+d)	19.3	0.2	7.1	26.7			-26.2	3.2
合計(a+b+c+d)	56.1	11.2	15.8	83.0			-42.5	9.2

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年間：計画期間）

【平成28年度から30年間（計画期間）】

今後 30年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

	維持管理・ 修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去6年平均)
普通会計	建築物(a)	41.6	25.9	57.2	124.7	-124.1	6.0
	インフラ施設(b)	16.5	0.0	15.5	31.9	-106.9	3.2
	計(a+b)	58.1	25.9	72.7	156.7	-231.0	9.2
公営事業会計	建築物(c)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	インフラ施設(d)	2.9	0.5	24.5	27.8	-54.1	0.0
	計(c+d)	2.9	0.5	24.5	27.8	-54.1	0.0
建築物合計(a+c)	41.6	25.9	57.2	124.7	248.9	-124.1	6.0
インフラ施設(b+d)	19.3	0.5	39.9	59.8	220.7	-161.0	3.2
合計(a+b+c+d)	61.0	26.4	97.1	184.5	469.6	-285.1	9.2

【備考】

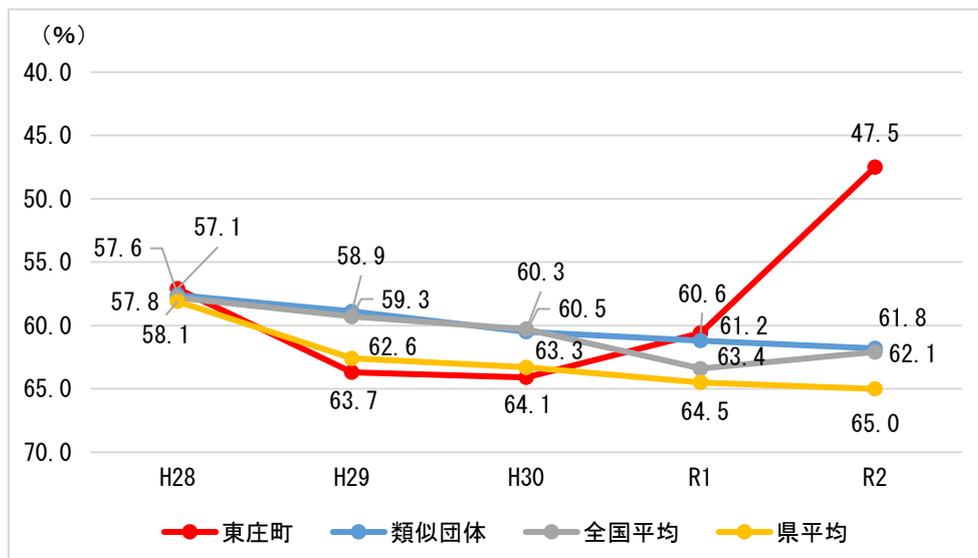
- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査・補修、修繕などという。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用上回らないものという。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づき消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

7. 有形固定資産減価償却率の推移

- ・本町が保有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は、建物や工作物といった資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇していきます。
- ・平成 29 年度以降、本町の公共施設等の有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、令和 2 年度決算における有形固定資産減価償却率は 47.5%です。また、全国平均 62.1%、県平均 65.0%を下回っています。
- ・総務省の類似団体との比較においては、類似団体内平均値より 14.6%低い値となっており、町の公共施設等は比較的築年数の若い施設が多いことが分かります。

※類似団体

総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（令和 2 年度）においては、東庄町はⅢ－1 類型に分類される。Ⅲ－1 類型都市とは、二次産業と三次産業の合計が 80%以上かつ三次産業が 60%未満、人口が 1 万人～1 万 5 千人未満の町村。



出典：町資料、市町村財政状況資料集

図 2-15 有形固定資産減価償却率の推移

8. 今後の維持管理・運営に向けた課題

○公共施設等の更新のピークに備え、更新費用の平準化をいかに行うかが課題です。

簡易シミュレーションの結果、計画期間内の公共施設の更新費用は、単純更新の場合には計画期間内で約 248.9 億円と試算されています。

しかし、公共施設の長寿命化を行うことで計画期間内には約 124.7 億円で費用の削減が可能となります。そのため、公共施設の長寿命化、費用の平準化が課題となります。

○新たなニーズの変化に適応した公共サービスの提供が課題です。

SDGs（持続可能な開発目標）の実践やカーボンニュートラルが求められ、人口構造の変化、公共施設等の老朽化が予想される中では、新たなニーズの変化に適応した公共サービスを提供していくことが課題となります。

○インフラ資産の更新費用の平準化と長寿命化をいかに行うかが課題です。

計画期間内のインフラ資産の更新費用は、現在と同水準の投資額を維持しても、1年あたり単純更新した場合、約 4.2 億円不足することが懸念されます。

今後は道路、橋梁、上水道等のインフラについても、安全を最優先しつつ長寿命化を図り、更新費用の平準化をいかに着実にやっていくかが課題となります。

第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 管理に関する基本的な方針

事後保全から予防保全型への転換

法令で定められた定期点検とともに、施設管理者自ら日常点検などを実施し、公共施設等の状態を把握するとともに、壊れてから修繕する事後保全から施設の点検を踏まえ、施設の劣化を予見して修繕・改修を行う予防保全型の維持管理へ転換を図り、施設の長期利用、及び安全性の確保に努めます。

時代のニーズにあった施設づくり

省エネルギーや再エネルギー利用、脱炭素化など世界基準の開発目標を意識した取組を推進するとともに、ユニバーサルデザイン化の推進等、社会的要求水準を満たす機能の充実を図り、今後も安定した公共サービスの提供を目指します。

財源の確保に向けた取組み

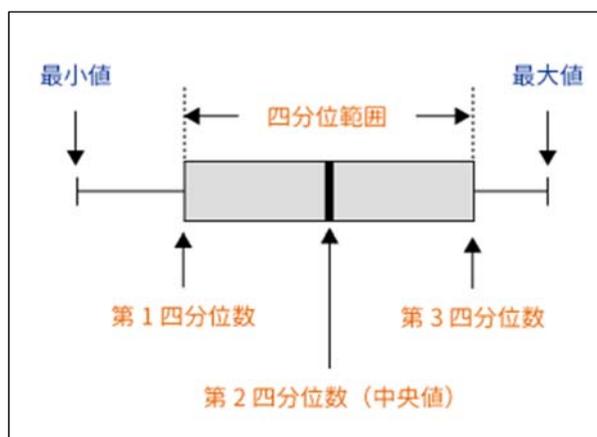
維持管理、運営に係る費用の縮減やサービスの質の向上につながる事業手法などを検討し、費用の最適化を目指します。

現状と将来の需要の予測を踏まえ、町民ニーズや民間アイデアを取り入れながら、より利便性の高いサービスの提供について、公共施設のあり方等を多面的に検討し、町の財政に見合った総合的な見直しを図ります。

2. 数値目標

- ・ 効率的かつ効果的な管理運営に努めながら持続可能な公共施設マネジメントを推進する観点から、本町における公共施設の総量削減について目標設定を行います。
- ・ 数値目標は、同規模自治体の公共施設や人口の規模を参考にして設定します。
- ・ 同規模自治体の施設保有量は、施設分類ごとに最小値、第1四分位数及び中央値を算出し、施設分類の特性や状況に応じて適切な数値を参照します。その際の考え方や留意点は次のとおりです。

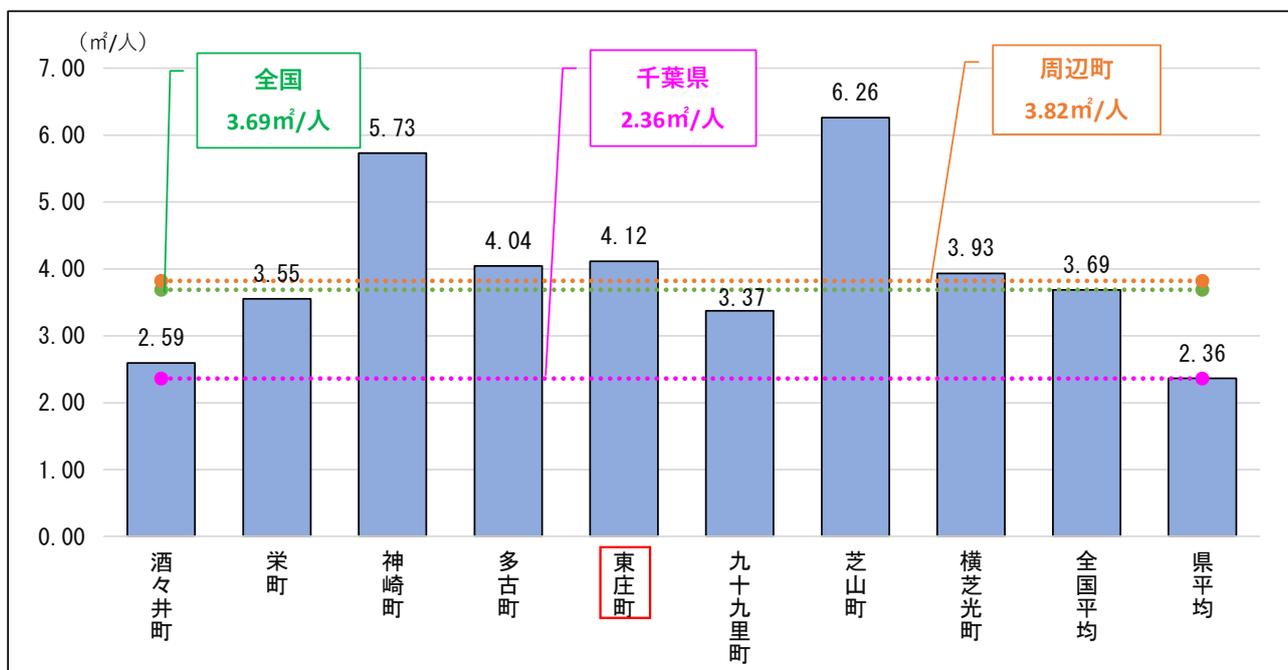
算出する値	考え方
同規模自治体の最小値 ※統計的な外れ値を除く	最小値を把握することで、本町と行政規模の類似する自治体が行政運営を行う上で保有すべき施設の最低量が判明し、行政運営に支障をきたさない範囲での削減の上限を把握することが可能となる。 一方で、最小値は、施設保有に関する各自治体の個別事情を反映した数値である場合が想定されることにも留意が必要である。
同規模自治体の第1四分位数	第1四分位数とは、比較対象である同規模自治体を施設の保有量が多い集団と少ない集団に二分した際の少ない集団の代表値に該当する。 最小値には各自治体の諸事情が大きく影響することを踏まえると、第1四分位数を施設保有量が少ない（支障なく行政運営を続けている）自治体を代表する数値と解釈することができる。
同規模自治体の中央値	中央値と比較することで、同規模自治体間における本市の施設保有量の位置づけを把握することができる。本町の施設保有量が中央値と比べて大幅に多い場合は、まずは中央値を目安とした削減が現実的といえる。 一方で、全国の自治体において、人口減少を背景に施設の総量削減を目的とする公共施設マネジメントを進めている現状を踏まえると、中央値を目安とした削減だけでは将来の人口規模と釣り合わず、削減後の施設量が過剰になりかねないことにも留意すべきである。
同規模自治体の平均値	周辺町の平均と比較することで、東庄町の延床面積の概ねの傾向を知ることができる。



- ・本町の町民一人当たりの公共施設の面積は、4.12 m²/人であり、周辺町 3.82 m²/人と比較して大きい状況にあります。
- ・持続的に公共サービス・公共施設を維持していくため、ここでは、町民一人当たりの公共施設の床面積を周辺町における平均値である 3.82 m²まで引き下げることを目標として設定します。
- ・なお、この目標については、本町を取り巻く今後の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、適宜見直して時点修正をしていくこととします。

**町民一人当たり延床面積 4.12 m²/人を、周辺町の平均 3.82 m²/人まで削減
約 7%削減**

※ (周辺町平均 3.82 m²/人 - 東庄町 4.12 m²/人) ÷ 東庄町 4.12 m² ≒ -7%



出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調査（令和2年度）」、人口：総務省「国勢調査（令和2年）」

図 3-1 総量の削減目標

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3-1 点検・診断及び安全性確保の実施方針

公共施設、インフラ資産

- 法定点検が義務付けられている施設については、着実に点検を実施することに加え、定期的な目視点検も行っています。
- ノウハウが不足している場合は、必要に応じて点検マニュアルなどを作成し、点検の水準を担保します。
- 老朽化が進む施設については、安全な利用を担保するため、日常点検や巡回による定期点検を行っています。
- 貸付を行っている施設や指定管理者など外部が管理している施設についても、定期的な情報交換などにより、不具合の早期発見に努めます。

3-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設

- 施設の長寿命化を図ることを念頭に置き、点検等で把握した不具合は、可能な限り早期に修繕を図ることで、施設の劣化を最低限に留めていきます。きめ細やかな点検・修繕を今後の施設管理の優先的な対策とします。
- 細やかな修繕と同時に、長期的な観点からのアプローチとして、今後大規模改修が想定される施設については、町内の施設全体で優先順位を計画的に見極め、必要性を十分に検討した上で改修を実施します。
- 施設の更新については、他の施設の機能や住民のニーズなどの詳細を把握した上で、その必要性や施設規模を個別に検討していきます。財政の持続性を踏まえ、「建て替えを行わない」という選択についても検討が必要となります。

インフラ資産

- 更新費用ピークの平準化を図るため、必要性和事業効果が高い箇所から優先順位を考慮し、インフラ資産の修繕を計画的に実行していきます。
- 更新や修繕の際は、耐久性の高い資材や施工技術を積極的に導入することで、ライフサイクルコストの低減を図り、将来負担を軽減します。

3-3 公共施設の安全性確保

- 公共施設については、修繕周期及び点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持を図ります。また、修繕や改修に際しては、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図り、利便性の増進と安全性の確保に取り組みます。
- 安全性を考慮した維持管理を行った上で、施設に高度の危険性が認められた場合、利用者の安全性を最も重視し、当面利用を停止します。その際、施設がなくなることで、住民サービスに大きな不具合が発生する場合は、早急に運営継続に向けた取組を行います。

3-4 耐震化の実施方針

公共施設

- 「東庄町耐震改修促進計画」に基づき、災害活動の避難、救援、復旧活動拠点等の位置づけがある施設から優先して耐震化を行います。
- これから大規模改修の時期を迎える施設については、長寿命化を併せて実施することを検討し、長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

インフラ資産

- 利用者の安全確保や安定した供給が行われることが極めて重要であるため、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき、耐震化、長寿命化を推進します。

3-5 長寿命化の実施方針

公共施設

- 公共施設の長寿命化については、大規模改修の実施によりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします（基本的に、将来、再編や建替え、廃止等が見込まれている施設や、築年数が経過し劣化が進行している施設は、事後保全とします）。
- 長期的に安全で快適に使用するため、予防保全的な観点から、部材や設備の耐用年数、劣化状況等を把握して、修繕・改修周期を設定し、建物の修繕や改修を計画的に実施することで、劣化の進行を遅らせ、施設性能の低下を長期間に渡りおさえていきます。
- 大規模改修等を実施する際には、経年劣化した建物の原状回復だけでなく、時代のニーズに合わせ、建物の性能・機能も向上させます。

インフラ資産

- 既に個別施設計画等が策定されている施設については、各計画の内容を踏まえて長寿命化を進めていき、機能の維持を図ります。
- 橋梁は土砂等の撤去などの軽作業が長寿命化に有効なことから、巡回による日常点検や清掃作業に努めます。

3-6 ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設

○施設の更新時に加え、改修等に合わせ、バリアフリーの整備、ユニバーサルデザインを導入することとしますが、利用者からのニーズや、影響する範囲等も総合的に勘案し、既存建物についても、効果的と見込まれる場合は、単独の改修工事を検討し、速やかな対応に努めます。

インフラ資産

○関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

3-7 脱炭素化の推進方針

公共施設

○既存の公共施設については、施設照明のLED化を進めるとともに、再生可能エネルギーを活用した電力の使用について検討します。また、空調設備の定期的な保守・点検を実施し、設備の良好な状態を保ち、使用する電力の省力化を図ります。

○施設の改修、更新にあたっては、高断熱・高气密化等の省エネルギー化に対応した材料の使用、エネルギー効率の高い設備の設置や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

インフラ資産

○施設の大規模改修、更新等にあたっては、省エネルギー設備の導入や省エネルギー化に対応した材料の使用を推進します。

3-8 統合や廃止の実施方針

公共施設

○公共施設については、中長期的な視点をもって、町が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一「公共サービス」の複数施設をより少ない施設規模や数に集約		更新や改築の際に2つの集会施設を1つに統合
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる「公共サービス」の施設と複合化		学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転
転用	「公共サービス」を取りやめた余剰施設に、施設の改修を施して、異なる「公共サービス」を導入		廃校となった学校施設を改修して、高齢福祉施設に転用
広域的な相互利用	近隣自治体の施設の「公共サービス」、配置状況等を踏まえ、施設を広域利用		スポーツ施設を近隣自治体と相互利用
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用（貸付や売却等）		未利用施設を廃止し、跡地を売却

図 3-2 主な適正化パターン

インフラ資産

○インフラ資産については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や町民及び地域住民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

3-9 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

公共施設、インフラ資産

- 未利用資産等については、有効な活用方法を検討します。
- 貸付等、資産を保有しながら長期的かつ安定的に財源を確保できる方法を検討します。
- 未利用資産等の内、有効な活用方法のない施設、土地等については、民間への譲渡、処分について検討を行います。

3-10 広域連携

公共施設、インフラ資産

○広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設

1-1 町民文化系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、町民文化系施設として「公民館」があり、東庄町公民館と2つの分館が配置されています。
- ・本町の町民文化系施設の延床面積は、合計約3,900㎡であり、このうち東庄町公民館の公民館棟が約2,000㎡、大集会室棟が約900㎡を占めます。
- ・東庄町公民館には、町で唯一の大ホールや会議室、展示ロビー、研修室などの機能があります。また、東庄町図書館が公民館内に設置されています。
- ・公民館分館のうち、神代分館には陶芸用釜場の機能があります。
- ・公民館分館は元々幼稚園として使用していた建物を、幼稚園閉鎖に伴い公民館分館として利活用しています。

表 4-1 町民文化系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (㎡)
集会施設	公民館等	1	東庄町公民館	1 公民館棟	2,001.80
				2 大集会室棟	921.45
				3 車庫棟	110.00
		2	東庄町公民館神代分館	1 公民館	402.00
				2 陶芸用釜場	20.00
		3	東庄町公民館石出分館	1 公民館	393.00
				2 倉庫1	10.00
				3 倉庫2	7.00
		合計			



図 4-1 町民文化系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・東庄町公民館は、建築後約 40 年が経過し、平成 22 年に大規模改修を行いました。
- ・公民館分館は、建築後約 25～35 年が経過しており、今後の施設運営について財政状況や利用目的の重複を見極めながら検討していく必要があります。
- ・東庄町公民館の利用者は、年間約 17,200 人であり、町内で利用者数が多い施設のうちの一つです。令和元年度から令和 3 年度の貸館機能の利用率(利用実績時間/利用可能時間)は、11%～20%で推移しており、3 年間の平均は約 16%です。
- ・東庄町公民館は、法定点検を実施しているほか、全室の目視点検や夜間警備などを実施しており、その結果を踏まえて修繕を実施しています。
- ・公民館分館についても法定点検を実施しています。さらに巡回時の目視点検を行っており、安全性に問題があればその都度対応しています。

○東庄町公民館は、本町の生涯学習拠点の役割を担う施設のため、将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。

○公民館分館は、人口減少によるニーズの減少や小学校統廃合後の跡地活用の方針を踏まえ、施設を所有し続けるかどうかを検討することが課題です。

表 4-2 東庄町公民館の利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)
東庄町公民館	R1	4,152	19,992	20.8
	R2	2,289	19,992	11.4
	R3	3,315	19,992	16.6
	平均	3,252	19,992	16.3

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄町公民館は、現在の点検を継続し不具合の早期発見・早期修繕を行うことで長寿命化を図ります。施設の不具合が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理を導入します。
- 公民館分館は、不具合の早期認識・早期修繕による劣化の防止を図ります。また、財政状況や利用状況を見極めながら、将来的に建て替えを行わない、又は廃止も含めた検討を行います。

1-2 社会教育系施設

(1) 施設の概要

- ・東庄町図書館は東庄町公民館内にあり、延床面積は140㎡です。

表 4-3 社会教育系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (㎡)
図書館等	図書館	1	東庄町図書館	1 公民館棟	140.00

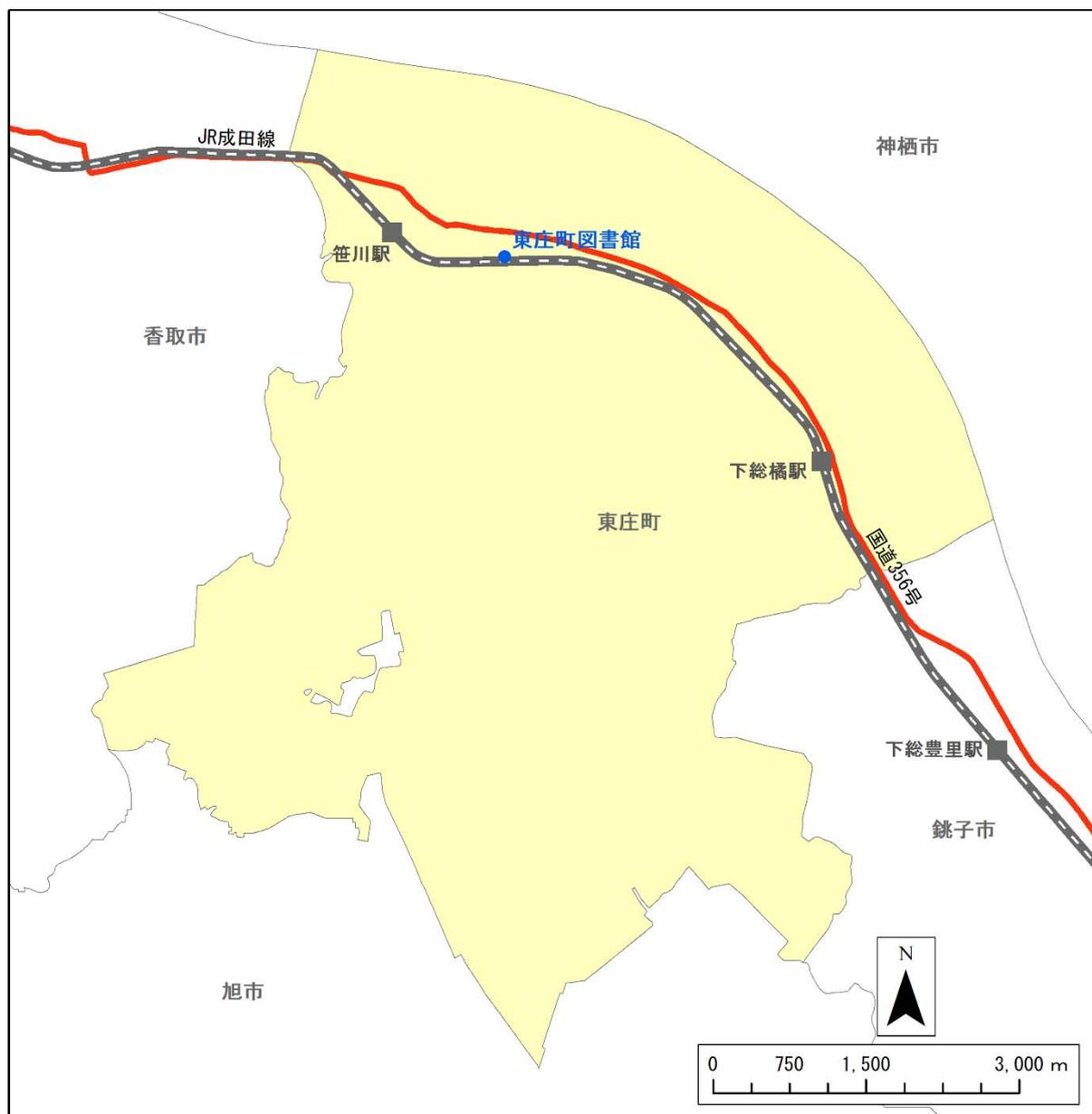


図 4-2 社会教育系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・東庄町図書館は東庄町公民館内に設置されており、建築後約40年が経過し、平成22年に大規模改修を行いました。
- ・東庄町図書館は東庄町公民館と同様に、法定点検を実施しているほか、全室の目視点検や夜間警備などを実施しており、その結果を踏まえて修繕を実施しています。

○東庄町図書館は、機能の充実、利用促進や将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 千葉県立東部図書館等との連携を図り、町民の生涯学習の推進に努めます。
- 東庄町図書館は、現在の点検を継続し不具合の早期発見・早期修繕を行うことで長寿命化を図ります。施設の不具合が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理を導入します。

1-3 スポーツ系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、建物としてのスポーツ系施設として、東庄町民体育館、弓道場があります。
- ・本町のスポーツ系施設の延床面積は、合計約 1,200 m²であり、このうち東庄町民体育館が約 1,000 m²を占めます。
- ・東庄町民体育館にはアリーナがあり、バレーボールやバドミントン等の屋内スポーツが行えます。東庄町スポーツ広場には、弓道場と多目的トイレがあります。

表 4-4 建物としてのスポーツ系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称		延床面積 (m ²)
屋内施設	体育館	1	東庄町民体育館	1	東庄町民体育館	977.10
屋外施設	グラウンド	2	東庄町スポーツ広場	1	弓道場（安土）	34.39
				2	弓道場（射場）	132.49
				3	多目的トイレ	22.09
合計						1,166.07



図 4-3 スポーツ系施設

(2) 現状及び課題

- ・東庄町民体育館は、建築後約 25 年が経過しており、令和 7 年頃には大規模改修が想定されます。
- ・東庄町町民体育館の利用者は、年間約 8,600 人であり、町内で利用者数が多い施設の一つです。令和元年度から令和 3 年度の利用率（利用実績時間/利用可能時間）は、30%～37%で推移しており、3 年間の平均は約 33%です。
- ・東庄町スポーツ広場の弓道場は、平成 22 年～平成 24 年にかけて建築された比較的新しい建物で建築後約 10 年が経過しています。令和元年度から令和 3 年度の利用率（利用実績時間/利用可能時間）は、19%～25%で推移しており、3 年間の平均は約 21%です。
- ・東庄町民体育館や東庄町スポーツ広場の弓道場は、巡回時に目視点検を行い、安全を考慮し必要に応じて修繕を行っています。

- 東庄町民体育館は、小学校統廃合後の各体育館の活用方針を踏まえ、施設を所有し続けるかどうかを検討することが課題です。
- 東庄町スポーツ広場の弓道場は、本町の都市交流の場として、将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。

表 4-5 スポーツ系施設の利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)
東庄町民体育館	R1	3,168	8,568	37.0
	R2	2,577	8,568	30.1
	R3	2,751	8,568	32.1
	平均	2,832	8,568	33.1
東庄町スポーツ広場	R1	1,626	7,854	20.7
	R2	1,494	7,854	19.0
	R3	1,926	7,854	24.5
	平均	1,682	7,854	21.4

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄町民体育館は、施設の不具合が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理を導入します。旧神代小学校、旧石出小学校、旧橘小学校の屋内運動場は町民が利用できる体育館として利活用しています。各体育館の利用状況を踏まえ、機能の集約化など施設のあり方を検討していきます。
- 東庄町スポーツ広場の弓道場は、都市交流の場として、可能な限り長寿命化を図れるよう、日常の維持管理を徹底していきます。

1-4 産業系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、産業系施設として東庄ふれあいセンターがあり、プランニングコーナーや会議室、研修室、郷土料理研究室などの機能を有し、農業技術の向上や農産物を使った加工品の研究等に利用されています。
- ・東庄ふれあいセンターの延床面積は約 980 m²であり、町内では比較的規模の大きな施設です。

表 4-6 産業系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
産業振興施設	その他	1	東庄ふれあいセンター	1 研修所	980.65



図 4-4 産業系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・東庄ふれあいセンターは、建築後約 30 年が経過しており、大規模改修が必要とされる時期が近づいています。
- ・東庄ふれあいセンターの利用者は、年間約 5,000 人であり、町内で利用者数が多い施設の一つです。令和元年度から令和 3 年度の貸館機能の利用率（利用実績時間/利用可能時間）は、11%~14%で推移しており、3 年間の平均は約 13%です。
- ・東庄ふれあいセンターは、目視での日常点検を行うとともに、専門業者による診断を実施し、不具合が見つければその都度修繕を実施しています。

○東庄ふれあいセンターは、適切な維持管理を図りながら、将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。

表 4-7 東庄ふれあいセンターの利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)	利用者数 (人)
東庄ふれあいセンター	R1	2,372	17,136	13.8	6,011
	R2	1,660	14,208	11.7	3,878
	R3	2,088	15,840	13.2	5,327
	平均	2,040	15,728	12.9	5,072

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄ふれあいセンターは、現在の点検を継続し不具合の早期発見・早期修繕を行うことで長寿命化を図ります。施設の不具合が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理を導入します。

1-5 学校教育系施設

(1) 施設の概要

- ・本町は、学校教育系施設として小学校1校、中学校1校、学校給食センター1施設を有しています。
- ・令和2年度に神代小学校、笹川小学校、橘小学校、石出小学校、東城小学校が統合し、東庄小学校が開校しました。小学校の統合を受けて学校給食センターが新設されました。
- ・学校教育系施設の延床面積は合計約 18,000 m²であり、そのうち小中学校が約 17,000 m²を占めています。小中学校のうち教室棟や屋内運動場（体育館）は、いずれも 1,000 m²を越える町内では大規模な施設です。
- ・学校給食センターも、約 1,400 m²と町内では比較的大規模な施設です。

表 4-8 学校教育系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
学校	小学校	1	東庄小学校	1 普通・特別教室棟 1	779.00
				2 普通・特別教室棟 2	816.00
				3 屋内運動場	1,271.00
				4 管理・特別教室棟	2,722.00
				5 普通・特別教室棟3	826.00
				6 倉庫	134.00
				7 給食受室	56.00
学校	中学校	2	東庄中学校	1 管理棟	794.00
				2 普通教室棟 1	565.00
				3 普通教室棟 2	4,707.00
				4 特別教室棟	1,006.00
				5 図書室	163.00
				6 屋内運動場	1,628.00
				7 技術室棟	761.00
				8 プール附属室 1	119.00
				9 武道館	373.45
その他の学校教育施設	給食センター等	3	東庄町学校給食センター	1 給食センター	1,434.86
				2 ごみ置場	30.80
				3 オイルタンク庫	13.90
				4 ポンプ室	9.00
合計					18,209.01

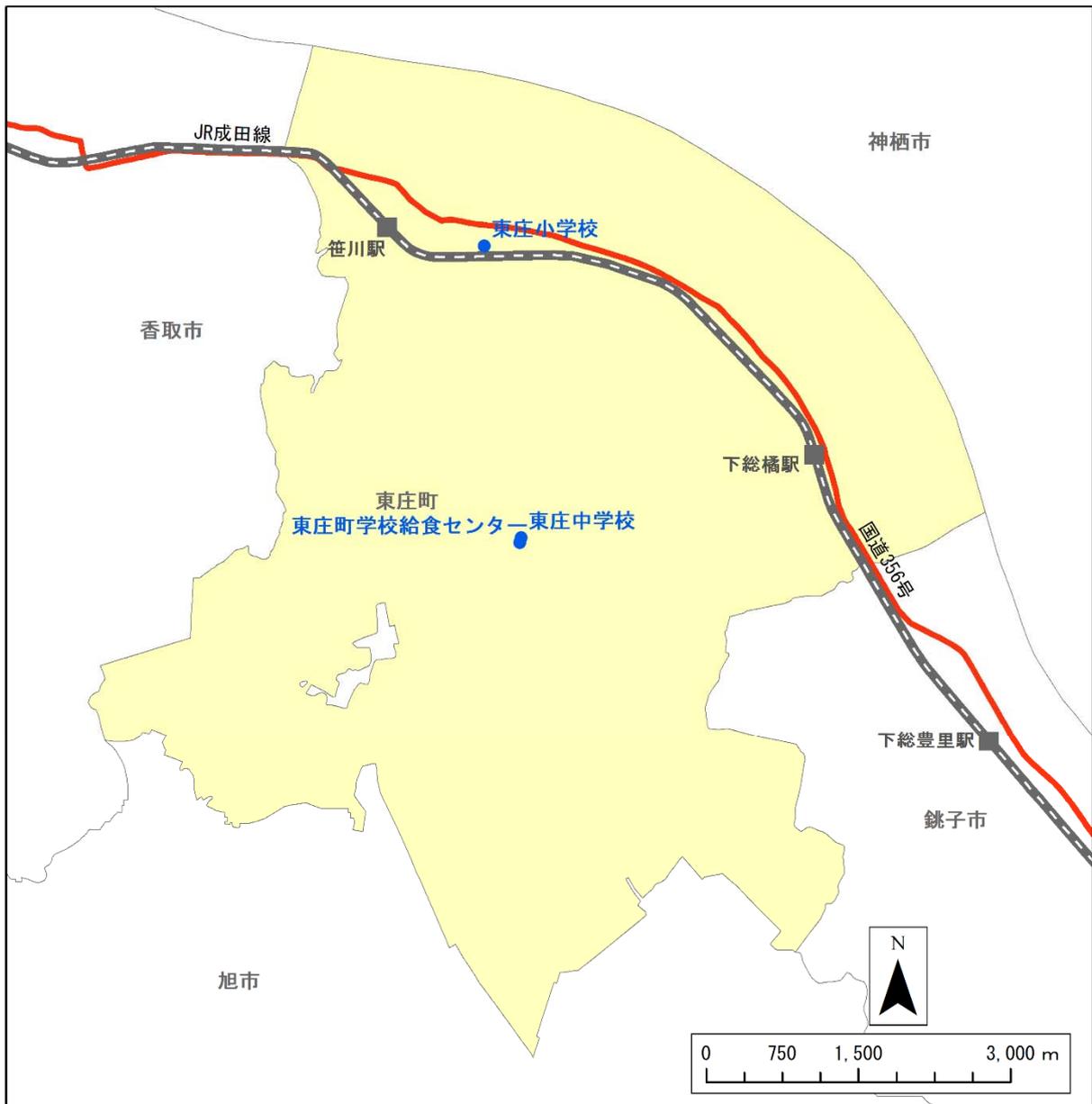


図 4-5 学校教育系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・小中学校は、3年に1回法定点検を実施しており、点検結果に沿って修繕を実施しています。
- ・学校給食センターは、日々の業務の中で目視により点検を実施しています。また、新たな給食センターが設置された場合、点検マニュアルの策定を予定しています。

○学校教育系施設については、教育環境、学校給食の継続を図るため、将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。

表 4-9 学校の生徒数、教室数の状況

施設名	年度	生徒数 (人)	普通教室数 (教室)	特別教室数 (教室)	その他教室数 (教室)
東庄小学校	R1				
	R2	562	23	11	5
	R3	532	23	11	5
	平均	547	23	11	5
東庄中学校	R1	328	14	21	8
	R2	299	11	21	8
	R3	316	11	21	8
	平均	314	12	21	8

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 小学校については5校から1校に統合し、旧小学校については、民間活力の導入による跡地利用を図っています。
- 小中学校、東庄町学校給食センターは、現在の点検から修繕までの仕組みを継続します。「東庄町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化改修等を実施していきます。

1-6 子育て支援系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、子育て支援系施設としてこども園、児童館を有しています。
- ・こじゅりんこども園は、旧笹川幼稚園の園舎等を活用しています。
- ・子育て支援系施設の延床面積は合計約 1,500 m²であり、そのうち、こじゅりんこども園が約 550 m²、子育てサロンスマイルが約 150 m²、東庄町児童館が約 300 m²です。
- ・令和元年度に笹川幼稚園と橘幼稚園が統合し、こじゅりんこども園が開園、東庄小学校の敷地内に放課後児童クラブが新設されました。
- ・子育てサロンスマイルは、旧東庄交番施設をこじゅりんこども園に貸付し、子育て支援センターとして利用されています。

表 4-10 子育て支援系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
幼保・こども園	幼稚園	1	こじゅりんこども園	1 幼稚園舎	552.00
				2 倉庫	20.00
幼児・児童施設	児童館等	2	子育てサロンスマイル	1 旧東庄交番	102.60
				2 旧東庄交番官舎	49.57
		3	東庄町児童館	1 児童館	321.02
		4	放課後児童クラブ	1 東庄町放課後児童クラブ	470.84
合計					1,516.03

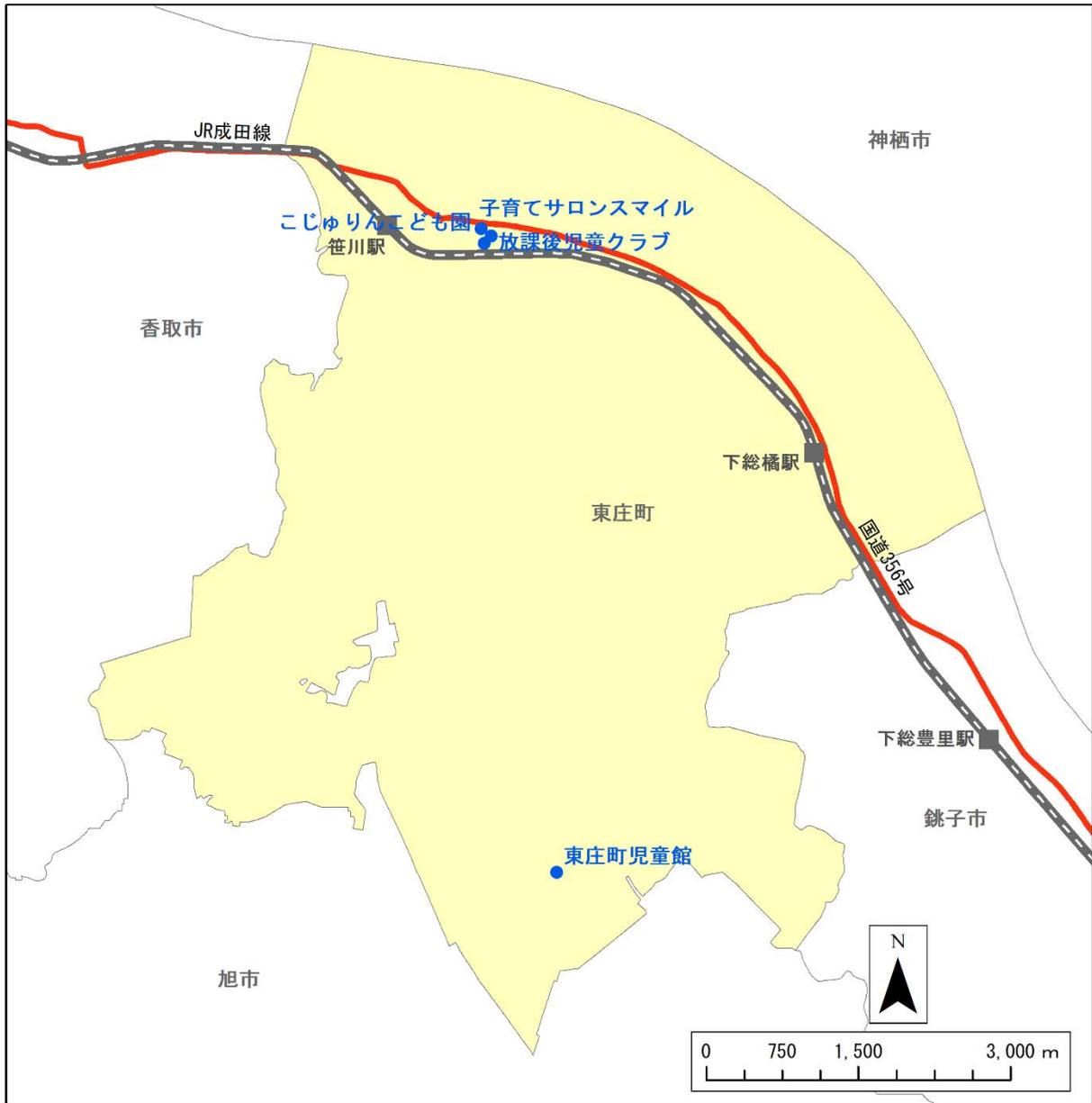


図 4-6 子育て支援系施設

(2) 現状及び課題

- ・こじゅりんこども園は、施設建築後約 30 年が経過しており、大規模改修が必要とされる時期が近づいています。
- ・子育てサロンスマイルは、施設建築後約 50 年が経過しており、今後 10 年程度で更新時期を迎えます。
- ・東庄町児童館は、建築後 20 年以内であるため、当面大規模改修は見込まれていません。
- ・こじゅりんこども園は、法定点検や委託による点検のほかに、日々の業務の中で目視による確認を行っています。
- ・東庄町児童館の利用者は、年間約 7,000 人であり、町内で利用者数が多い施設の一つです。
- ・東庄町児童館は、法定点検や日常業務による点検を行っています。
- ・子育てサロンスマイルは、こじゅりんこども園との情報共有により、必要があれば修繕を行っています。

- こじゅりんこども園は、本町唯一の保育・幼児教育の一体型施設のため、将来の更新に向けていかに長寿命化を図るかが課題です。
- 東庄町児童館は、いかに長く現在の施設を使用し続けるかが課題です。
- 子育てサロンスマイルは、こじゅりんこども園と情報共有を図り、いかに安全な施設を維持し続けるかが課題です。

表 4-11 こじゅりんこども園の在園者等の状況

施設名	年度	在園者数 (人)	定員数 (人)	定員に対する 在園者の割合 (%)
こじゅりんこども園	R1	62	70	88.6
	R2	49	70	70.0
	R3	62	70	88.6
	平均	58	70	82.4

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- こじゅりんこども園は、予防保全型管理を導入し、計画的に長寿命化改修等を実施していきます。
- 東庄町児童館は、現在の点検を継続し不具合の早期発見・早期修繕を行うことで長寿命化を図ります。施設の不具合が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型管理を導入します。
- 子育てサロンスマイルは、こじゅりんこども園と情報共有を綿密にし、施設の不具合の早期発見に努めます。

1-7 保健福祉系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、保健福祉系施設として保健福祉総合センター、オーシャンプラザ、高齢者能力活用センター「青馬の里」、世代間交流センター「憩いの里」を有しています。
- ・延床面積は合計約 3,300 m²であり、このうち保健福祉総合センターが約 1,600 m²、オーシャンプラザが約 900 m²を占めています。
- ・高齢者能力活用センター「青馬の里」は東庄中学校内に設置され、世代間交流センター「憩いの里」は旧橋小学校内に設置されています。旧小学校跡地利用の動向や施設の利用状況によって、今後の施設運営の方針を決定していく必要があります。
- ・保健福祉総合センターとオーシャンプラザは、国保東庄病院とともに、保健福祉の拠点施設として位置付けられています。
- ・小規模多機能型居宅介護事業施設として、旧東庄町役場分室を介護事業者に貸付しています。

表 4-12 保健福祉系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
高齢福祉施設	その他	1	東庄町高齢者能力活用センター「青馬の里」	1 交流センター（青馬の里）	350.12
		2	東庄町世代間交流センター「憩いの里」	1 交流センター（憩いの里）	252.00
		3	小規模多機能型居宅介護事業施設	1 旧役場分室	272.63
その他の保健・福祉施設	その他	4	オーシャンプラザ	1 オーシャンプラザ	917.14
		5	東庄町保健福祉総合センター	1 東庄町保健福祉総合センター	1,557.10
合計					3,348.99

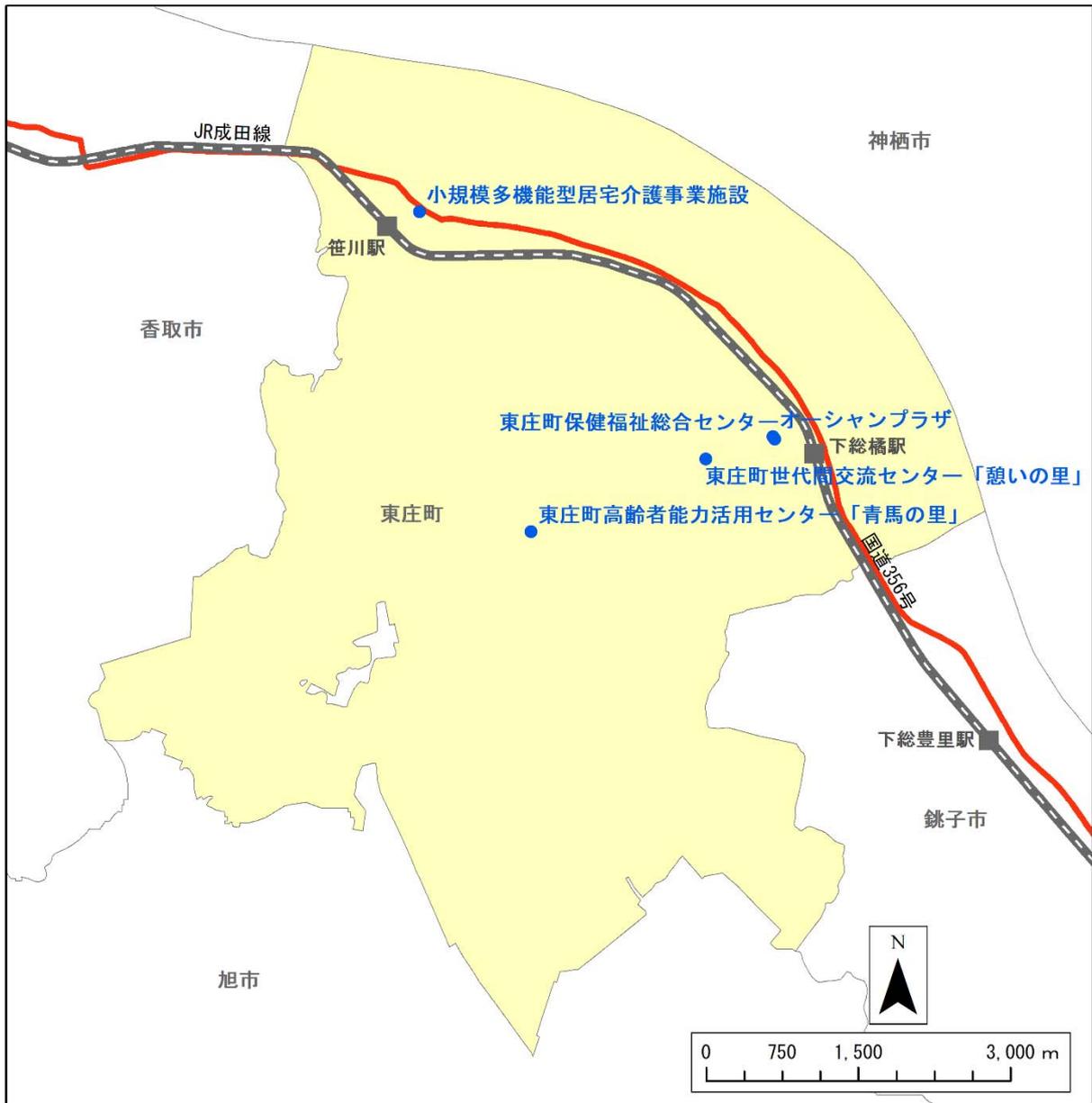


図 4-7 保健福祉系施設

(2) 現状及び課題

- ・オーシャンプラザと東庄町保健福祉総合センターは、建築後約 25 年が経過し、今後 5 年程度で大規模改修時期を迎えます。
- ・高齢者能力活用センター「青馬の里」、世代間交流センター「憩いの里」は、平成初期に学校としての大規模改修が行われています。
- ・小規模多機能型居宅介護事業施設は、建築後約 40 年が経過していますが、大規模改修は実施されていません。そのため、今後、大規模改修が必要になると想定されます。
- ・オーシャンプラザは、2年に1度法定点検を実施しています。
- ・東庄町保健福祉総合センターは、委託による法定点検を行っているほか、職員が日々の業務の中で目視による点検を行っています。
- ・高齢者能力活用センター「青馬の里」は、学校の中に設けられているため、学校の法定点検や目視点検の際に点検・診断を実施しています。
- ・小規模多機能型居宅介護事業施設は、現時点で大規模な改修が必要となる報告はありません。

- 保健福祉総合センター、オーシャンプラザは、「健康づくりの里構想」の拠点施設としての機能を果たしていくため、いかに長寿命化を図るかが課題です。
- 高齢者能力活用センター「青馬の里」、世代間交流センター「憩いの里」は、小学校統廃合後の跡地活用の方針を踏まえ、当該機能のあり方を検討することが課題です。
- 小規模多機能型居住介護事業施設は、介護事業者と情報共有を図り適切な維持管理を行っていくことが課題です。

表 4-13 高齢福祉施設の利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)
東庄町高齢者能力 活用センター 「青馬の里」	R1	176	5,712	3.1
	R2	0	0	-
	R3	52	5,712	0.9
	平均	114	5,712	2.0
東庄町世代間 交流センター 「憩いの里」	R1	652	5,712	11.4
	R2	364	5,712	6.4
	R3	240	5,712	4.2
	平均	419	5,712	7.3

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 保健福祉総合センター、予防保全型管理を導入し、計画的に長寿命化改修等を実施していきます。
- オーシャンプラザは、発見した不具合を可能な限り早期に修繕していくことで、建物の劣化を防ぎ、長寿命化を図ります。
- 高齢者能力活用センター「青馬の里」、世代間交流センター「憩いの里」は、最適なサービスを提供できるよう、施設の必要性や場所などを検討します。
- 小規模多機能型居住介護事業施設は、介護事業者と情報共有を綿密にし、施設の不具合の早期発見に努めます。

1-8 行政系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では、行政系施設として役場庁舎、水防倉庫、バス車庫を有しています。
- ・役場庁舎には、多目的ホール、会議室などが備わっています。
- ・延床面積は合計で約 3,400 m²あり、このうち役場庁舎が約 3,000 m²を占めます。

表 4-14 行政系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
庁舎等	庁舎等	1	東庄町役場	1 役場庁舎	2,983.14
				2 車庫棟	99.00
				3 倉庫棟	129.60
その他の行政系施設	その他	2	東庄町水防倉庫	1 東庄町水防倉庫	57.97
				3 町民バス車庫	1 町民バス車庫
合計					3,358.45

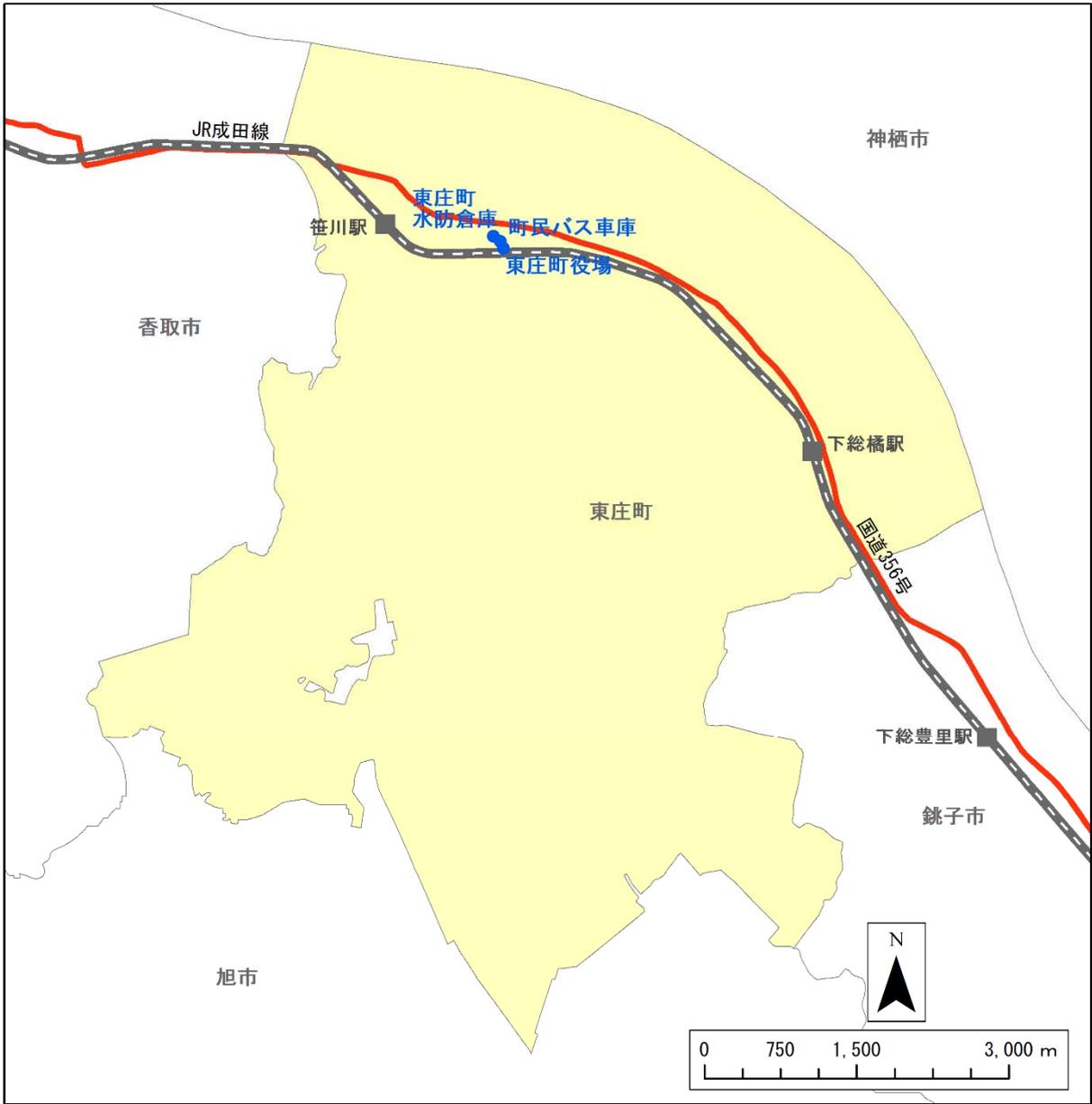


図 4-8 行政系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・役場庁舎と町民バス車庫は、建築後 20 年未満と比較的新しい施設であり、今後 10 年程度で大規模改修時期を迎えます。
- ・水防倉庫は建築後約 35 年が経過しており、今後の改修や建て替えを計画的に行う必要があります。
- ・東庄町役場は、法定点検のほか職員による日常点検を実施しています。比較的新しい建物のため、大規模な不具合はありませんが、照明設備や空調設備等の耐用年数に留意する必要があります。
- ・東庄町水防倉庫と町民バス車庫は、日常業務の中で目視による確認を行っています。町民バス車庫や水防倉庫は、人が頻繁に出入りする施設ではないため、優先的には修繕していませんが、安全に関わる不具合があった場合は早期修繕を行います。

<p>○東庄町役場庁舎は、本町の行政拠点として、いかに長寿命化を図るかが課題です。</p> <p>○町民バス車庫、水防倉庫は、いかに安全な施設を維持し続けるかが課題です。</p>

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄町役場庁舎は、予防保全型管理を導入し、計画的に長寿命化改修等を実施していくとともに、各設備の耐用年数を踏まえた更新を検討していきます。
- 町民バス車庫、水防倉庫は、防災機能等を低下させないよう、施設の不具合の早期発見に努め、日常の維持管理を徹底していきます。

1-9 公園等

(1) 施設の概要

- ・本町の公園には、管理棟、東庄町ふれあい公園交流センター、トイレといった公共施設が整備されています。
- ・これらの施設の合計延床面積は約 360 m²であり、うち約 230 m²が東庄町ふれあい公園交流センターが占めています。その他の施設は 100 m²未満の小規模な施設となっています。

表 4-15 公園等一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
公園	管理棟等	1	東庄町宮野台運動公園	1 管理棟	89.43
	その他	2	東庄町ふれあい公園	1 東庄町ふれあい公園交流センター	232.00
				2 トイレ	5.75
		3	石出堰親水公園	1 トイレ	8.00
		4	雲井岬つつじ公園	1 トイレ	21.43
合計					356.61

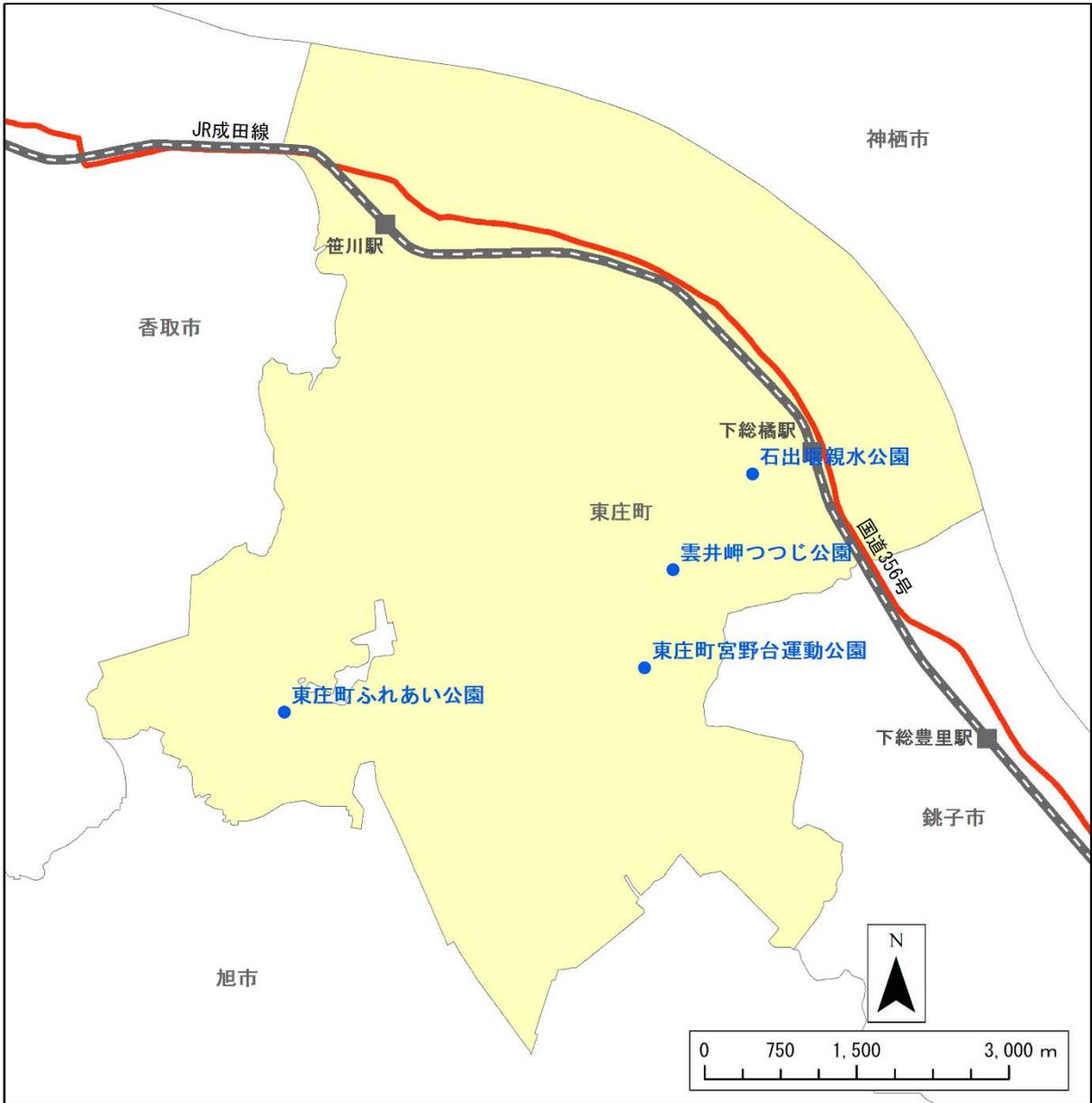


図 4-9 公園等の位置

(2) 現状及び課題

- ・東庄町宮野台運動公園の管理棟は建築後約 35 年が経過し、大規模改修が必要とされる時期が近づいています。また、野球場及びテニスコートの照明に使用している水銀灯の生産が終了していることから、更新工事が必要とされます。
- ・東庄町ふれあい公園交流センター、東庄町ふれあい公園のトイレ、石出堰親水公園のトイレは、建築後 25 年程度が経過していますが、現時点では大規模な不具合などは見つかりません。
- ・雲井岬つつじ公園のトイレは、令和 3 年に更新されました。
- ・東庄町宮野台運動公園の令和元年度から令和 3 年度の貸館機能の利用率（利用実績時間 / 利用可能時間）の平均は、約 31% です。
- ・東庄町ふれあい公園の利用者は、年間約 500 人です。
- ・公園等の施設は、いずれも巡回時や清掃時に目視による点検を行い、必要に応じて修繕を実施しています。

○公園施設は、いかに利用者が安全に利用し続けられるよう管理していくかが課題です。

表 4-16 東庄町宮野台運動公園の利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)
東庄町宮野台運動公園	R1	1,659	5,355	31.0
	R2	1,632	5,355	30.5
	R3	1,725	5,355	32.2
	平均	1,672	5,355	31.2

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄町ふれあい公園交流センターは、定期的な巡回や点検により、劣化を予見し、壊れる前に修繕等を実施する予防保全型の維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- 東庄町宮野台運動公園管理棟は、建物の劣化状況を踏まえて、修繕等工事を検討します。また、野球場及びテニスコートの照明器具の LED 化工事を実施していきます。
- 各公園のトイレについては、公園に求められる安全性を十分に確保するため、定期的な巡回や点検により不具合の早期発見や修繕に努めます。

1-10 医療系施設

(1) 施設の概要

- ・本町では医療系施設として、国保東庄病院と医師住宅を有しています。
- ・国保東庄病院は、本町の医療の中核施設と位置付けられており、主に本館と療養型病棟があります。

表 4-17 医療系施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (㎡)
医療系施設	病院	1	国保東庄病院	1 診療棟及び病棟（本館側）	1,996.85
				2 診療棟及び病棟（本館側増築分）	289.54
				3 車庫及び倉庫	93.31
				4 清掃作業員休憩所	9.72
				5 療養型病棟（オーシャンプラザ2F）	1,066.88
				6 エネルギー棟	134.40
				7 医療ガス庫	24.30
				8 プロパン庫	6.90
医療系施設	その他	2	医師住宅	1 東庄病院医師住宅（A棟）	125.87
				2 東庄病院医師住宅（B棟）	113.45
				3 東庄病院医師住宅（C棟）	80.32
				4 東庄病院医師住宅（D棟）	80.32
合計					4,021.86



図 4-10 医療系施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・国保東庄病院は平成7年に建築され、平成12年には療養型病棟が建築されました。
- ・令和6年に、療養病床の介護医療院への転換を予定しています。
- ・医師住宅は通年で医師が居住する施設であり、いずれも平成7年に建築されました。
- ・いずれも今後5年程度で大規模改修が必要になると想定されます。
- ・国保東庄病院は、特殊建築物に対する法定点検を2年に1度実施しています。日常点検は業務の中で行っています。
- ・東庄病院医師住宅は、居住者の報告をもとにその都度修繕を行うこととしています。

○国保東庄病院は、「東庄町健康づくりの里構想」の中核であることから、いかに長寿命化を図るかが課題です。また、療養病床を介護医療院へ転換するための改修が必要となります。

○医師住宅は、居住者が安全に利用し続けられるよう管理していくかが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 国保東庄病院は、発見した不具合を可能な限り早期に修繕していくことで、建物の劣化を防ぎ、長寿命化を図るとともに、療養病床を介護医療院へ転換に必要な改修を実施します。
- 医師住宅は、細かな修繕を行いつつ劣化状況を見極めた上で、リフォームなどを適切な時期に行っていきます。

1-1-1 供給処理施設

(1) 施設の概要

- ・本町の供給処理施設は、東庄工業団地汚水処理場と、東庄町食肉センターがあります。
- ・本町の供給処理施設の延床面積は、合計約 1,600 m²であり、このうち大部分は食肉センターの施設となっています。

表 4-18 供給処理施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
供給処理施設	浄化センター	1	東庄工業団地汚水処理場	1 汚水処理施設	75.52
	その他	2	東庄町食肉センター	1 と畜場	811.23
				2 生たいけい留施設	62.77
				3 冷蔵施設	285.01
				4 業者控え室	99.28
				5 事務室	135.81
				6 ポンプ室	4.00
				7 車庫	80.00
合計					1,553.62

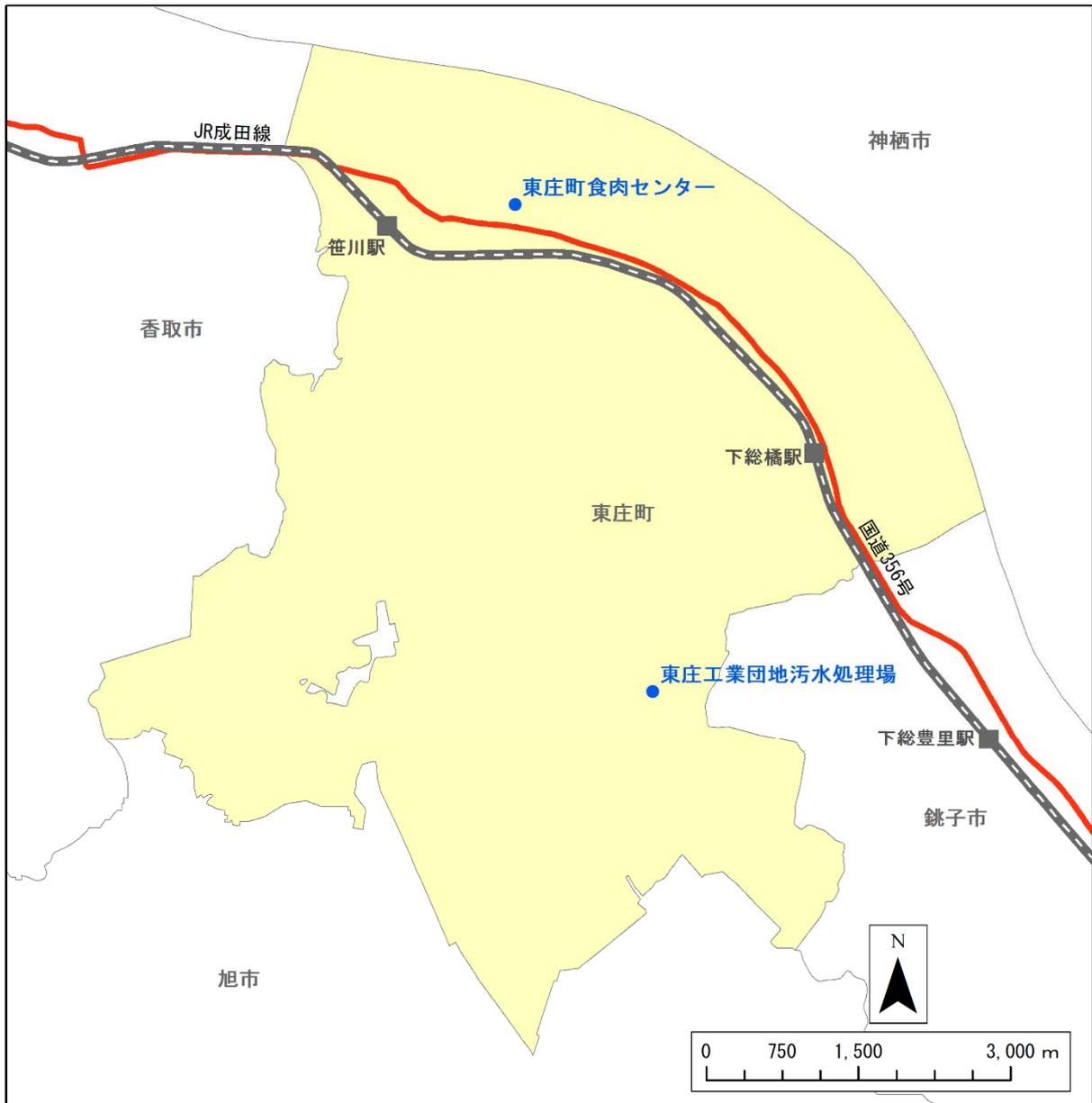


図 4-11 供給処理施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・東庄工業団地污水处理施設は建築から 30 年程度が経過し、大規模改修が必要とされる時期が近づいています。
- ・東庄町食肉センターの建物は、主要な建物は平成 10 年代から平成 20 年代にかけて建て替えられました。建て替えられていないポンプ室なども、平成 14 年に大規模改修が実施されましたが、今後 10 年程度で更新時期を迎えます。
- ・東庄町食肉センターは、維持管理は東庄町食肉センター事業協同組合が主体的に行っています。
- ・東庄工業団地污水处理場については、職員による巡回時の点検を行っています。
- ・いずれも点検の結果を踏まえ、必要に応じて修繕を行っています。

○東庄工業団地污水处理場や東庄町食肉センターは、安全な施設としていかに長寿命化を図るかが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 東庄工業団地污水处理場は、建物の劣化状況を踏まえて、修繕等工事を検討します。
- 東庄町食肉センターは、指定管理者による管理運営を継続させるよう努めます。指定管理者と情報共有を綿密にし、施設の不具合の早期発見、早期修繕に努めます。

1-12 その他公共施設

(1) 施設の概要

- ・その他公共施設では、旧公民館分館、旧小学校、旧給食センター、旧幼稚園、東庄霊園管理棟、公衆トイレ、共同作業所があります。
- ・公衆便所等は、共同作業所は約 160 m²、天保水滸伝遺跡観光案内トイレは約 110 m²、その他もそれぞれ 50 m²未満の小規模施設です。
- ・共同作業所はシルバー人材センターが主に利用しており旧東庄病院の看護師寮を利活用しています。

表 4-19 その他公共施設一覧

中分類	小分類	施設名称		建物名称	延床面積 (m ²)
旧集会施設	旧公民館等	1	旧東庄町公民館東城分館	1 公民館	386.00
				2 倉庫	19.00
旧学校	旧小学校	2	旧神代小学校	1 管理教室棟	2,578.00
				2 屋内運動場	787.00
		3	旧橋小学校	1 特別・普通教室棟	1,581.00
				2 管理・普通教室棟	1,922.00
				3 屋内運動場	1,241.00
		4	旧石出小学校	1 管理教室棟	2,625.00
				2 プール附属室	128.00
				3 屋内運動場	1,183.00
				4 倉庫・ミーティングルーム	170.00
		5	旧東城小学校	1 管理教室棟	1,413.00
				2 普通教室・特別教室	753.00
				3 屋内運動場	842.00
				4 特別教室棟	796.00
旧その他の学校教育施設	旧給食センター等	6	旧東庄町学校給食センター	1 給食センター	1,319.00
				2 車庫	113.00
旧幼保・こども園	旧幼稚園	7	旧橋幼稚園	1 園舎	402.00
				2 倉庫 1	10.00
				3 倉庫 2	10.00
葬祭施設	墓苑等	8	東庄霊園	1 管理棟	24.84

中分類	小分類	施設名称		建物名称		延床面積 (㎡)
その他	公衆便所等	9	公衆トイレ	1	J R下総橋駅前トイレ	31.80
		10	公衆トイレ	1	天保水滸伝遺跡観光案内トイレ	110.96
		11	公衆トイレ	1	諏訪神社公衆便所	16.00
		12	公衆トイレ	1	J R笹川駅前トイレ	30.29
		13	利根川コジュリンこうえん トイレ棟用地	1	トイレ	11.00
		14	さくら広場	1	トイレ	9.94
		15	共同作業所	1	共同作業所	164.60
合計						18,677.43

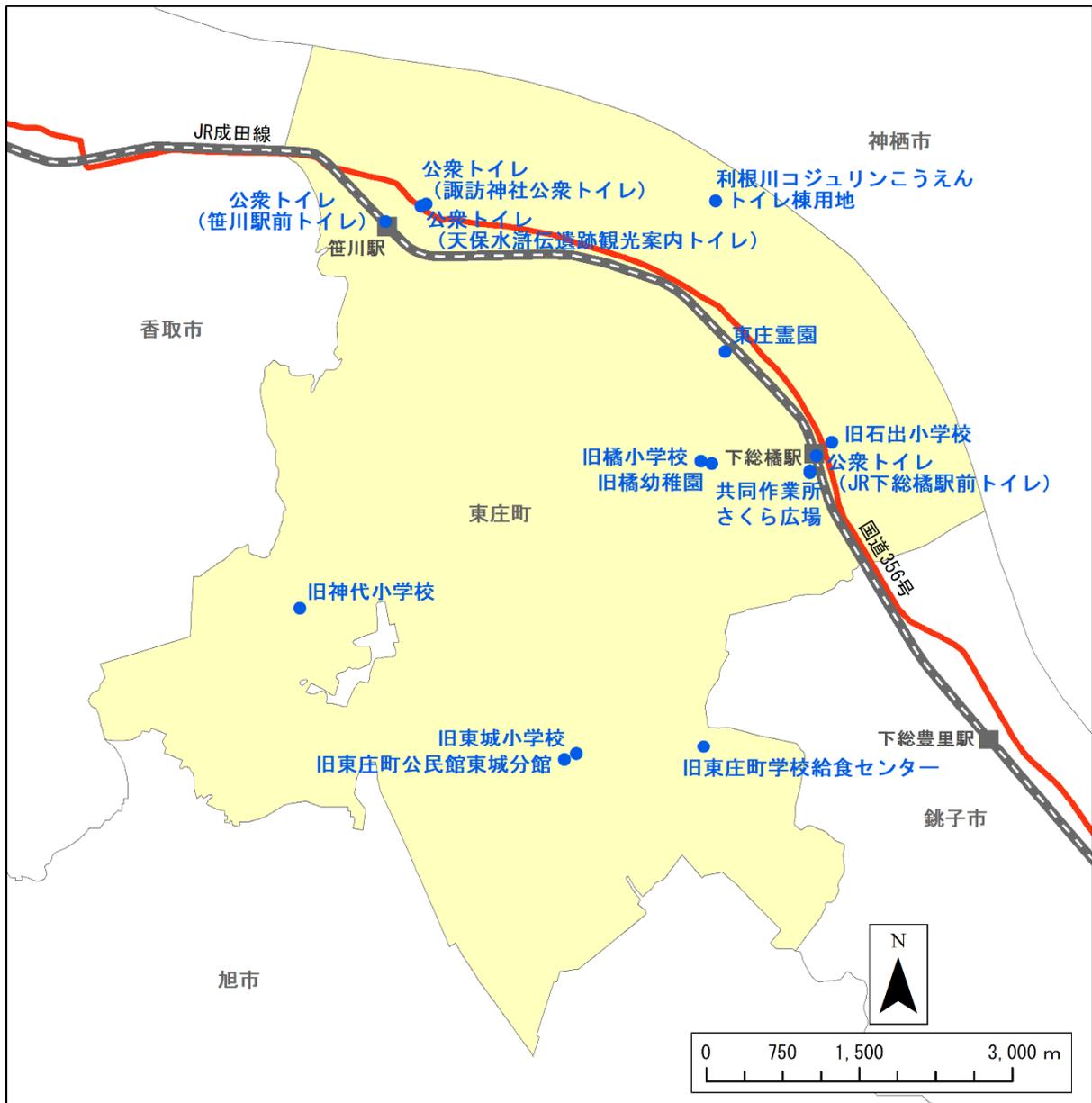


図 4-12 その他公共施設の位置

(2) 現状及び課題

- ・旧神代小学校、旧石出小学校、旧東城小学校については、民間企業と協力・連携を締結し、跡地の活用を図っています。
- ・旧橋小学校については、利活用について検討を続けています。
- ・共同作業所は建築後 40 年以上が経過していますが、大規模な改修は行われていません。
- ・東庄霊園管理棟は建築後 30 年程度が経過し、大規模改修が必要となる時期が近づいています。
- ・各施設とも、巡回時に目視等による点検を行っており、必要に応じてその都度修繕を行っています。

○安全上の重大な不具合をいかに防ぐかが課題です。
 ○現在の跡地利活用を継続させるとともに、利活用されていない施設のあり方の検討を行うことが課題です。

表 4-20 旧小学校の利用状況

施設名	年度	利用実績時間 (時間)	利用可能時間 (時間)	利用率 (%)
旧神代小学校	R1	846	2,409	35.1
	R2	615	4,284	14.4
	R3	849	4,284	19.8
	平均	770	3,659	23.1
旧橋小学校	R1	531	4,818	11.0
	R2	690	8,568	8.1
	R3	1,101	8,568	12.9
	平均	774	7,318	10.6
旧石出小学校	R1	753	4,818	15.6
	R2	786	8,568	9.2
	R3	1,089	8,568	12.7
	平均	876	7,318	12.5
旧東城小学校	R1	945	2,409	39.2
	R2	381	4,284	8.9
	R3	630	4,284	14.7
	平均	652	3,659	20.9

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 民間に貸し付けを行っている旧石出小学校、旧神代小学校、旧東城小学校は、民間企業との協力・連携による取組を継続させるよう努めます。
- 旧橋小学校は、防災拠点との複合化や官民連携による管理運営等の活用方法を検討します。
- 旧橋幼稚園及び旧東庄町公民館東城分館は、建物の老朽化状況、ニーズ等を勘案し、施設のあり方を検討します。
- 共同作業所は廃止・除却を検討します。
- 点検マニュアルの整備や定期的な巡回により、日々の点検の精度を向上させるとともに、早期修繕により施設の長寿命化を図ります。

2. インフラ資産

2-1 道路

(1) 施設の概要

- ・町が管理する道路は、総延長約 310 km、面積約 157 万㎡です。
- ・町道の改良率は約 79%で、周辺自治体と比較して整備が進んでいます。
- ・町道の新規整備は、短期的には、今後も現在と同水準で実施していくことを想定しています。
- ・令和元年 12 月には、舗装の長寿命化を核としたメンテナンスサイクルを構築し、効率的な補修、修繕により LCC の縮減を図るため、「舗装維持管理計画」を策定しました。

表 4-21 町管理の道路延長・面積

	実延長 (m)	道路面積 道路部 (㎡)
一級町道	15,765	123,313
二級町道	21,327	146,333
その他の町道	271,774	1,295,371
合計	308,866	1,565,017

(2) 現状及び課題

- ・必要性と事業効果の高い路線から優先順位を考慮して修繕計画を立てています。
- ・この他、職員によるパトロールや住民からの情報提供により現地確認を行い、問題のある箇所は、緊急性の高いものから修繕しています。

○道路は、現状の点検及び修繕の仕組みを継続していくことが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 日常的な維持管理として、職員によるパトロールを実施します。また、利用者からの情報提供があった場合は速やかに現地を確認します。
- 道路の長寿命化により補修・更新に係る費用の縮減・平準化を図ります。
- 更新費用ピークの平準化を図るため、必要性と事業効果が高い箇所から優先順位を考慮し、修繕を計画的に実行していきます。
- 更新や修繕の際は、耐久性の高い資材や施工技術を積極的に導入することで、ライフサイクルコストの低減を図り、将来負担を軽減します。
- 職員によるパトロール等により、問題が確認できた箇所は、修繕が実施出来るまでの間、立ち入り禁止とするなど、町民の安全性を確保します。

2-2 橋梁

(1) 施設の概要

- ・町が管理する橋梁は、総延長約 550m、面積約 2,700 m²、橋梁数は 81 橋です。
- ・令和 4 年 1 月には、橋梁について予防保全的に修繕を行うことで長寿命化を図ることを目的とし、「東庄町橋梁長寿命化修繕計画（第 3 期計画）」を策定しました。

表 4-22 町管理の橋梁延長

	実延長 (m)	橋りょう面積 (m ²)
橋梁 合計	550	2,733

(2) 現状及び課題

- ・橋梁の状態を、早期かつ的確に把握するため、国の点検マニュアルを基に 5 年に 1 度の定期点検を行い、その結果を踏まえて修繕を行っています。
- ・土砂等の撤去などの軽作業が橋梁の長寿命化に有効なことから、巡回等により日常点検や清掃作業に努めています。

○橋梁は、現状の点検及び修繕の仕組みを継続しつつ、安全性を保ち続けていくことが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 5 年に 1 度の点検を実施します。損傷等が確認された場合は、緊急性に応じて補修工事を適宜行います。
- 橋梁の長寿命化により補修・更新に係る費用の縮減・平準化を図ります。
- 土砂等の撤去などの軽作業が長寿命化に有効なことから、巡回による日常点検や清掃作業に努めます。
- 更新費用ピークの平準化を図るため、必要性和事業効果が高い箇所から優先順位を考慮し、修繕を計画的に実行していきます。
- 更新や修繕の際は、耐久性の高い資材や施工技術を積極的に導入することで、ライフサイクルコストの低減を図り、将来負担を軽減します。

2-3 上水道

(1) 施設の概要

- ・本町と銚子市、旭市で構成された東総広域水道企業団から浄水を買入れ、各家庭に配水・給水しています。
- ・本町で所有する上水道施設は、新堀配水場、小南配水場及び夏目減圧井と、配水管約 132 kmです。

表 4-23 上水道施設一覧

施設名称		建物名称		延床面積 (㎡)
1	東庄町水道新堀配水場	1	配水場	64.00
2	東庄町水道小南配水場	1	配水場	254.00
3	東庄町水道夏目減圧井	1	減圧井	15.00
合計				333.00

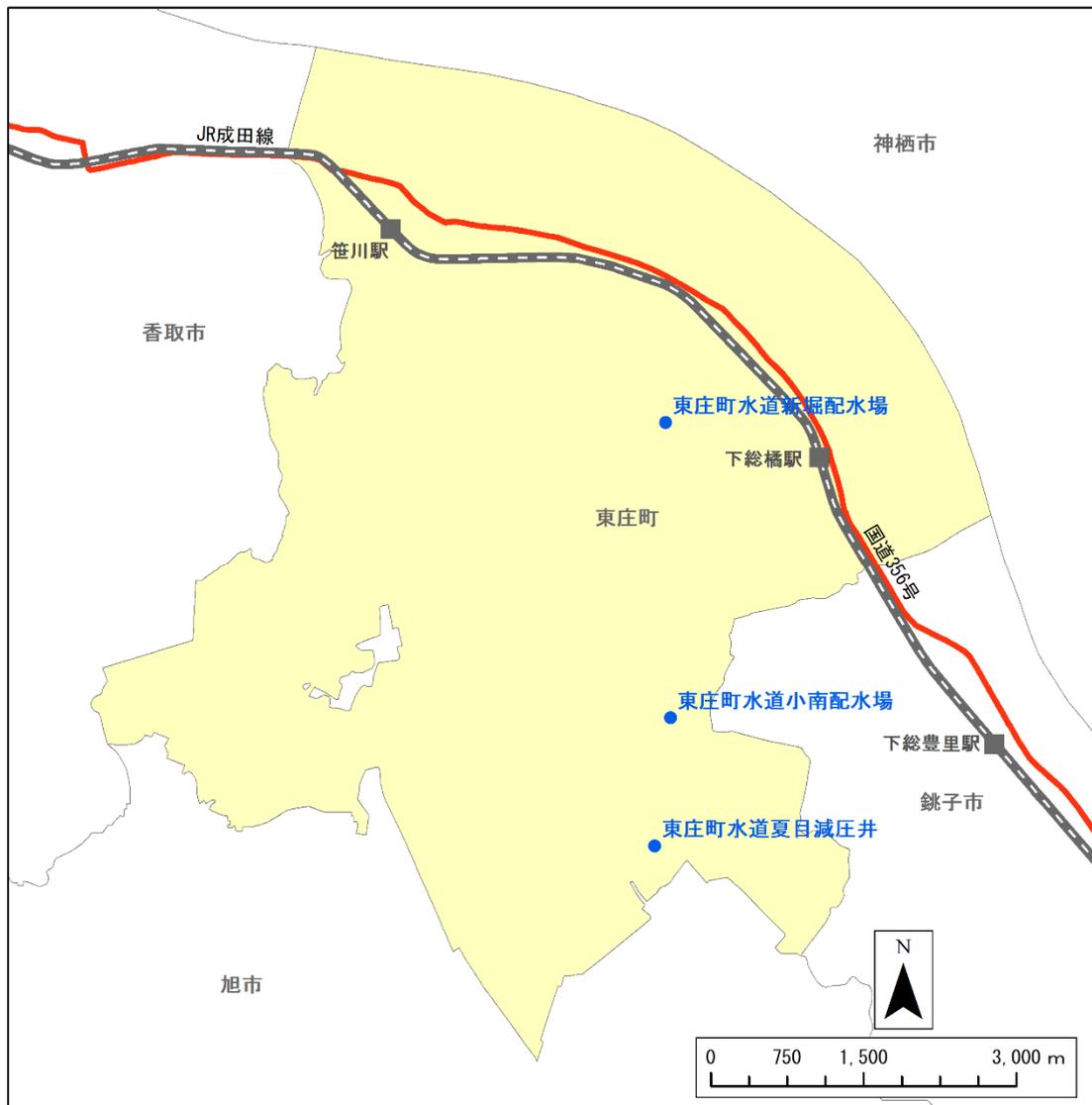


図 4-13 上水道施設の位置

表 4-24 配水管の数量

	管径	延長 (m)
配水管	50mm以下	27,013
	75mm以下	28,547
	100mm以下	31,537
	125mm以下	0
	150mm以下	24,041
	200mm以下	9,777
	250mm以下	10,953
	300mm以下	533
	350mm以下	0
	400mm以上	0
	合計	

(2) 現状及び課題

- ・本町の上水道施設のうち小南配水場は建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・新堀配水場は令和2年度に低区配水池を更新しています。夏目減圧井は令和5年度までに、減圧弁への更新を予定しています。
- ・新堀配水場、小南配水場、夏目減圧井はいずれも、水道施設管理業務マニュアルに従って毎日点検を行っています。併せて、専門業者に定期点検や保守を委託しています。この水道施設管理業務マニュアルは、毎年実情に合わせて見直しを図っています。

○給水人口の減少と安全な配水の継続という前提の下、老朽化が進む上水道施設をいかに維持していくかが課題です。

(3) 施設の管理に関する基本的な方針

- 老朽化が進む配水施設の更新を検討します。
- 点検マニュアルの改訂及びマニュアルに基づいた点検を着実に実施していきます。
- 配水管は安全を最優先とし、重要施設への配水を行う管から老朽化対策を行うなど、優先順位を付けた更新を行っていきます。
- 更新や修繕の際は、耐久性の高い資材や施工技術を積極的に導入することで、ライフサイクルコストの低減を図り、将来負担を軽減します。

第5章 総合的かつ計画的な管理を実現するために

1. 推進体制の整備

○庁内の会議を積極的に活用し、各施設担当者と管財担当者、財政担当者の中で施設の情報共有を行い、町内施設の総合的かつ計画的な管理を図ります。

2. 施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化

○施設情報について、各施設所管課が個別に把握している情報を、一元的に管理・共有化をするため施設情報のデータベース化を検討します。

○固定資産台帳システムなどと連携を図り、情報を継続的に更新し、活用できる仕組みの構築を図ります。

3. PDCA サイクルに基づく維持管理・運営の推進

○本計画で定める「施設の基本方針」に沿って総合的かつ計画的な公共施設等の維持管理が図られているかどうかを PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、定期的に評価します。

○次の事項等についての評価を行い、課題解消への対策を検討します。

「試算による更新等費用不足額が削減できているか」

「修繕や更新が滞っていないか」

「点検や運営などで課題となっている事案はないか」

「今後の施設の維持管理方針で変更はないか」

○社会情勢や人口構造、財政状況の変化に対応するため、環境変化や評価結果に応じて計画の見直しを行います。

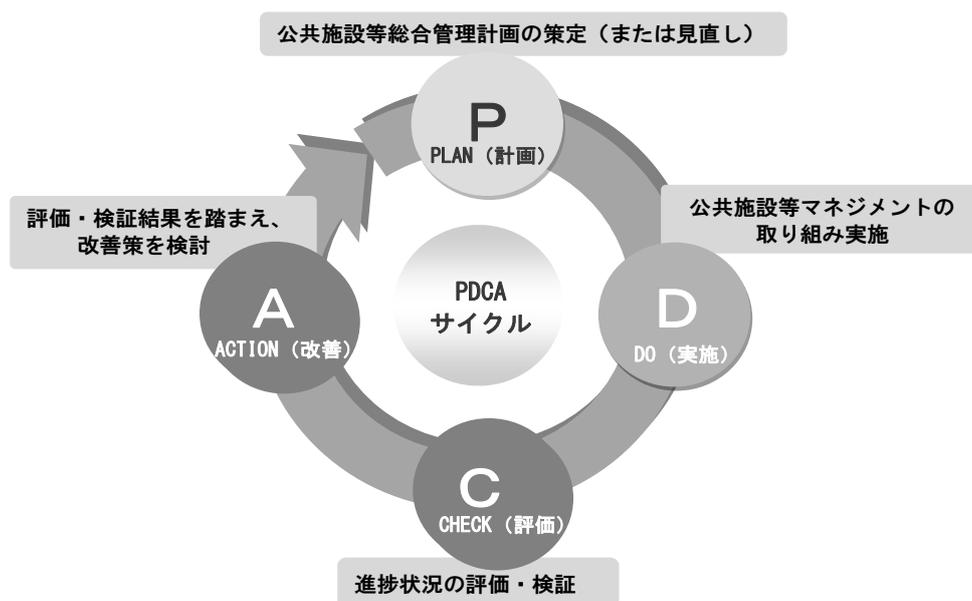


図 5-1 PDCA サイクルのイメージ

第6章 資料編

1. 公共施設の将来の更新等費用の試算条件

1-1 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）の試算条件

以下の条件に基づき試算しています。

- 物価変動率、落札率等は考慮しない
- 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- 建築後 60 年で更新（建替え）を実施
- 建築後 30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 平成 28 年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして令和 4 年度から 10 年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

表 6-1 更新等費用の単価

施設類型	大規模改修	更新
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健福祉系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公園等	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他公共施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

出典：：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様

1-2 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

以下の方針のもと長寿命化対策費用を計上しています。

表 6-2 長寿命化対策の反映方針

計画名	対象施設	長寿命化対策の反映方針
東庄町公共施設等個別施設計画	東庄町公民館、東庄町公民館神代分館、東庄町公民館石出分館、東庄町図書館、東庄町民体育館、東庄町スポーツ広場、東庄ふれあいセンター、こじゅりんこども園、東庄町児童館、東庄町高齢者能力活用センター「青馬の里」、東庄町世代間交流センター「憩いの里」、オーシャンプラザ、東庄町保健福祉総合センター、東庄町役場、町民バス車庫、東庄町宮野台運動公園、東庄町ふれあい公園、東庄工業団地汚水処理場、共同作業所	○令和3年度～令和7年度、令和8年度～令和12年度の時期別更新等費用を反映した ○令和13年度以降は、方針案で設定されているスケジュール、対策に対して東庄町公共施設等個別施設計画の建設単価費用を用いて試算した
東庄町学校施設長寿命化計画	東庄小学校、東庄中学校、旧神代小学校、旧橋小学校、旧石出小学校、旧東城小学校、旧東庄町学校給食センター	○今後40年間のコストの84億円の年平均を計上した

2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件

2-1 単純更新費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）の試算条件

以下の条件に基づき試算しています。

(1) 道路

○更新年数：15年

※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。

○全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

表 6-3 更新費用の単価

種別	更新
道路（1級、2級、その他）	4,700 円/㎡

(2) 橋梁

○耐用年数：60年

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価 425,000 円/㎡を採用。

(3) 上水道

○耐用年数：40年

○更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

○上水道附帯施設

・ 建築後 60 年で更新、30 年で大規模改修を実施。

・ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の 36 万円/㎡、20 万円/㎡を採用。

表 6-4 配水管の更新費用の単価

配水管	更新	配水管	更新
50 mm以下	97,000 円/m	600 mm以下	142,000 円/m
75 mm以下	97,000 円/m	700 mm以下	158,000 円/m
100 mm以下	97,000 円/m	800 mm以下	178,000 円/m
125 mm以下	97,000 円/m	900 mm以下	199,000 円/m
150 mm以下	97,000 円/m	1000 mm以下	224,000 円/m
200 mm以下	100,000 円/m	1100 mm以下	250,000 円/m
250 mm以下	103,000 円/m	1200 mm以下	279,000 円/m
300 mm以下	106,000 円/m	1350 mm以下	628,000 円/m
350 mm以下	111,000 円/m	1500 mm以下	678,000 円/m
400 mm以下	116,000 円/m	1650 mm以下	738,000 円/m
450 mm以下	121,000 円/m	1800 mm以下	810,000 円/m
500 mm以下	128,000 円/m	2000 mm以上	923,000 円/m
550 mm以下	128,000 円/m		

2-2 対策後費用（長寿命化対策を反映した場合）

以下の方針のもと長寿命化対策費用を計上しています。

計画名	類型	長寿命化対策の反映方針
舗装維持管理計画	道路	○令和4年度～令和6年度は修繕計画一覧表の費用を反映した ○令和7年度以降は、予防保全で予算を平準化した場合の45百万円/年を計上した
橋梁長寿命化修繕計画（第3期計画）	橋梁	○令和4年度～令和11年度は、短期計画（様式1-2）の年度計画の事業費を反映した ○令和12年度以降は、平成27年度計画策定時の予防保全型管理費用の100年間で約21.7億円を反映
第2次東庄町水道ビジョン	上水道	○令和4年度～令和9年度資本的収支予測の資本的収支の計を反映した ○令和10年度以降は令和4年度～令和9年の資本的収支の平均費用を計上した



東庄町公共施設等総合管理計画

発行 令和5年5月

編集 東庄町 総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

TEL.0478-86-1111(代)

東庄町ホームページ

<https://www.town.tohnosho.chiba.jp/>
